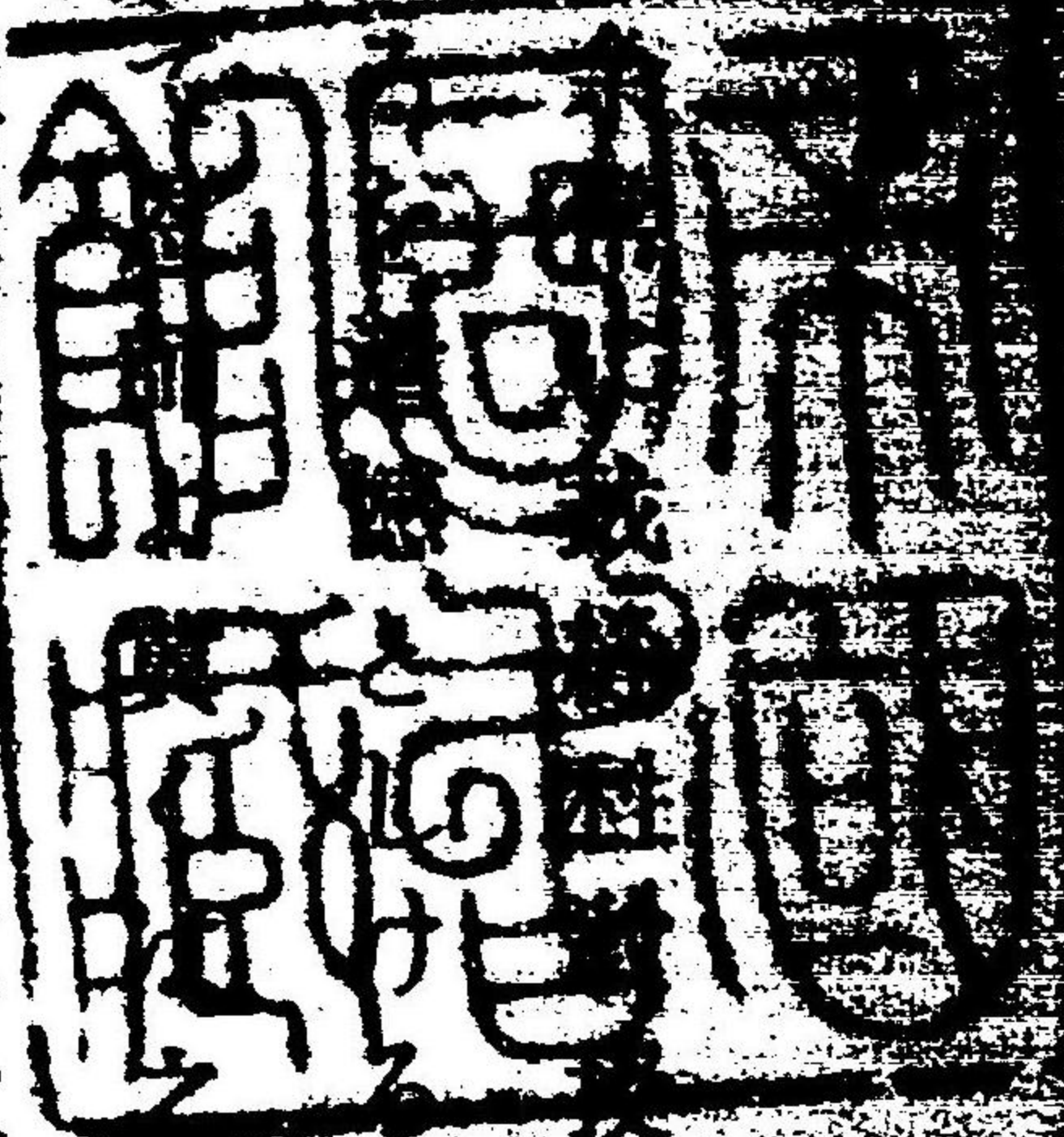


序

余常に裁縫科教授法の書として世に未だ完全なるもの有ら
るを遺憾としけるに頃日榎山正弑氏本書を携へ來り余に示し
て恩師よ翼くは之を補足せられたしと乞ふ余之を披閱するに
從來の書物とは大に其趣を異にし本邦女に必須の技藝たる裁
縫を視ること最も眞摯なるは云ふまでもなく或は教育方面よ
り緻密なる觀察を下し或は實地上より充分なる考査を遂げ以
て此著を成したるが如く正弑氏の勞や實に多とすべし即ち其
足らざる所は愚娘燕子をして之を修補せしめ又余自ら加筆し
たる所もあり蓋し正弑氏は先年より余に就て實地に裁縫の技
術を研究し今や業を卒へ茲に本書の成るを見る氏の篤學亦賞

明治
38 年 8
内交



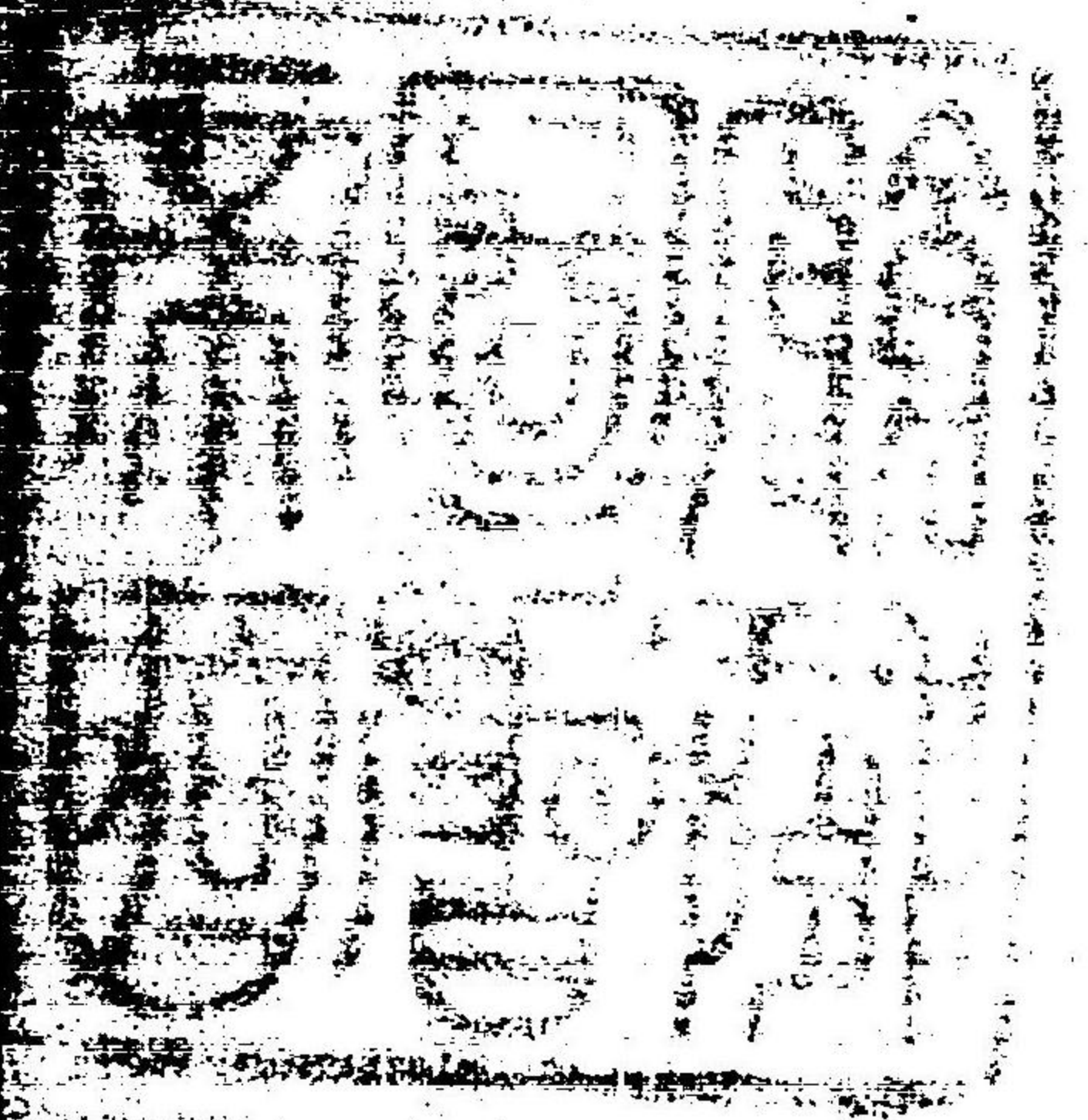
法の書として世に未だ完全なるもの有ら
 ず頃日椋山正弑氏本書を携へ來り余に示し
 之を補足せられたしと乞ふ余之を披閱するに
 從來の書物とは大に其趣を異にし本邦女に必須の技藝たる裁
 縫を視ること最も眞摯なるは云ふまでもなく或は教育方面よ
 り緻密なる觀察を下し或は實地上より充分なる考査を遂げ以
 て此著を成したるが如く正弑氏の勞や實に多とすべし即ち其
 足らざる所は愚娘燕子をして之を修補せしめ又余自ら加筆し
 たる所もあり蓋し正弑氏は先年より余に就て實地に裁縫の技
 術を研究し今や業を萃へ茲に本書の成るを見る氏の爲學亦賞

明治
 38 5 8
 内交

するに餘りあり余は即ち師弟の關係淺からず從て亦本書に對し深く注意を促したれば氏の乞ふがまゝに聊か一言を附記して之を序とす

明治三十八年三月初旬雜祭の日桃咲ける窓の下にて

東京裁縫女學校長 渡邊辰五郎



新編 裁縫科教授法

目次

第一篇 序論

第一章 過去に於ける裁縫科……………一

第二章 現在の有様……………五

第二篇 本論

第三章 裁縫科の要旨……………七

第四章 裁縫科の教育的價值……………八

第五章 裁縫科と他學科との關係……………一〇

第六章 教授の程度……………一二

第七章 教材の排列……………一三

第八章 教授細目

- (一) 教授細目を定むる上に注意すべき條件……………一五
- (二) 小學校教授細目例……………一六
- (三) 高等女學校教授細目例……………二九
- (四) 師範學校教授細目例……………四三
- (五) 裁縫學校教授細目例……………五五

第九章 教案

第十章 教授の方法

- (一) 個人教授と一齊教授……………六八
- (二) 教順……………七三
- (三) 教段……………七五
- (四) 教授上の注意……………八三

- イ 専門的の言語及難詰なる漢字を避くべきこと
- ロ 器具の整理
- ハ 布片廢棄等の處置

- ニ 運針に關すること
- ホ 縫ひ方の後れたる兒童に對する處置
- ヘ 教材を購ひ家庭に通知し置くこと
- ト 卑近なることも等閑に附せざること
- チ 綴ち方練習の材料
- リ 洗濯張物等の練習
- ヌ 器具に姓名を附せしむること
- ル 衣服の保存法教授に就て
- ナ 筆記帳
- ソ 袖形及襟形
- カ 成績考査法

(五) 衛生上の注意

- イ 兒童の姿勢
- ロ 塵埃
- ハ 針刺

- (六) 教師の容儀……………九一
- (七) 雛形と實物……………九二
- 第十一章 基本的技能……………九三
- 第十二章 裁縫教授に要する設備……………九五

第十三章 備品……………九八

第十四章 法令……………一〇〇

新編裁縫科教授法

梶山正弼著

序論

過去に於ける裁縫科

裁縫の業が家庭に於ける上に最も大切なることは今更申すまでもありませんが幸に我邦にありては古來裁縫を女子必須の技藝として勸奨し他の學問よりも以上に重要視する習慣がありました。夫の貝原益軒先生もその著重子訓に於て四行三従の道を教へ四行の一たる婦功は裁縫等の事なりと説き且つ女子は十歳より外に出さず閨門の内におみ居ておひらみつむぐわざを習はしむべしなど細密なる點に至るまで注意をいたしました。されば苟も女子と生れたるものは上下貴賤の別なく皆針師匠に就いたものであります。當時女子教育のこと未だ振はずに家塾寺小屋等に於て消息往來や女子大學や實語教などを最高最上として教はりし時代に於て裁縫なる技藝

が早く既に斯くまで重要視せられて居つたのは蓋し自然の必要に迫られてありませう。既に舊幕時代の思潮が斯る有様でありましたから維新以來泰西の文物一時に我邦に流入し宛も江河の決したるが如き有様でありまして従て女子教育にも一大變動を興へたにも拘らず裁縫の業は依然として世に忘れられず彼の明治五年に初めて發布せられたる學制の中にも、女兒小學は尋常小學教科の外に女子の手藝を教ゆとあります手藝とは元より裁縫を主として指したのであります斯くて明治十二年に至り右の學制を廢して更に教育令を發布せられたまへて始めて裁縫の文字が現はれました、即ち其第三條に「土地ノ情況ニ隨ヒテ圖書唱歌體操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ爲ニハ裁縫科ヲ設クベシ」とあります。それから翌十三年に更に改正教育令が出て之に附帶して翌十四年に小學校教則を制定せられました而してこの時裁縫科に關する著しき變遷が起りました、即ち先づ小學校を分ちて初等中等高等の三等とし初等科には裁縫科なる科目なく中等科には土地の情況によつて加へよ高等科には裁縫の外に家事經濟の大意を加へてもよいと規定せられ更に裁縫ハ運針方ヨリ始メ漸次通常ノ衣服ノ裁方縫

方ヲ授クベク家事經濟ハ衣服洗濯住居什器食物割烹理髮出納等一家ノ經濟ニ關スル事項ヲ授クベシ。凡ソ裁縫家事經濟ヲ授クルニハ民間日用に應ゼンコトヲ要ス」と注意いたしました。住居、什器、割烹、理髮の如き之を今日から見るとは實に迂活千萬なやうに思はれますが乍併また一方に於ては當時當局者が如何に女子の家政といふことに注意を拂つたか分ります。望みが餘りに多大に過ぎて居りましたから之等は勿論失敗に終わりました明治十九年勅令を以て始めて小學校令を發布せられましたと共に之等は遂に全廢せられて再び裁縫科といふものになつてしまひました。且つこれまでは土地の情況によりて之を缺くことが出來即ち隨意科目でありましたがこの時より裁縫は高等小學校の必須科目となつて何れの地方でも是非とも課せなければならん様になりました。而して同時に裁縫ハ運針方襦袢單物裕等通常衣服類の縫方及補綴方と規定してその程度を示されました。越えて二十三年更に勅令を以て小學校令の改正がありまして裁縫は從來高等小學校のみ課するものと限られて居つたのを更に土地の情況により尋常小學校にも之を課することを得るやうになりました。即ちその邊は現行のものと同じ

であります。而して翌二十四年に小學校教則大綱を定められました。その第十二條を以て裁縫の要旨教授の順序及び材料の選擇方等に關して示されたものは次の如くであります。

裁縫は眼及手を練習して通常の衣服の縫方及裁方に習熟せしむるを以て要旨とす。

尋常小學校の教科に裁縫を加ふるときは運針方より始めて簡易なる衣服の縫ひ方を授け又便宜通常の衣服の縫方等を授くべし。

高等小學校に於ては初は前項に準じ漸く通常の衣服の縫方裁方を授くべし。

裁縫の品類は日常所要のものを選び之を授くる際用具の種類衣類の保存方及洗濯方等を教示し常に節約利用の習慣を養はんことを要す。

而して其科程表の中には高等小學校に於ける裁縫科の教授時數を毎週三時間と定め第一學年に運針方、通常衣服の縫方、第二學年以上第四學年までは通常衣服の縫方と定められました。斯くて爾來十餘年間其まゝ實施せられました。而して三十三年に至り更に小學校令は改正せられました。即ち現行

のものとなりました。尤も卅六年にその一部改正がありました。して高等科三四學年に於ける裁縫科の教授時數が從來毎週三時間なりしを四時間と改められました。茲に至りて益々裁縫科に重きを置かれた譯であります。先づ小學校に於ける裁縫科の變遷は大要斯の如くであります。(現行法令は本書末尾に掲ぐ)

第二章 現在の有様

小學校に於ける裁縫科は明治五年學制頒布以來前述の如き變遷を重ねて参りました。而してこの三十餘年間は決して短いとは申されません。然るにその効果に至りては不幸にして餘りに見るべきものが尠いのであります。現今に至りても尙ほ小學校の縫裁科は未だ國民の希望に添はないものが多いのであります。今日高等小學校に在學せるもの、中女子は男子に比し著しく少いのは或はこれ等が重なる原因ではありますまいか。何となれば尋常小學校を卒業してそのまゝ廢學し或は高等小學校一二學年にて退學するものはその後家に在て何をするか多くは針師匠の許に通ふてはありませんか。針師匠の許に通ふ暇があるなら何故に小學校に出ぬのであらうか。是れ縫裁は

どうも學校だけでは嫌らぬといふ思想が一斑父兄の頭惱に宿つて居るからであります。之は實に遺憾なることであります。抑も普通教育の教科はその時代の要求と國民的必要とに應じなければならん而も前述の如く國民の希望に添はないやうなことがあつては其責は一に關りて教育者にあると言はなければなりません。思ふに斯の如く効果の擧らざるものは他にも種々なる原因があるてありませうけれども其重なるものは教員その人を得て居ないのと教授法の研究が未だ比較的に進歩しないとの二つであらうと存じます。然れども前者に至りては近年何れの府縣にも女子師範學校或は師範學校女子部等が漸次設立せられまして着々女教員養成に力を盡して居りますから遠からず多くの良女教員を得ることゝなりませう。唯後者に至りては之を研究するものが極めて稀でありまして従て世に刊行せられて居る裁縫教授法の書物も見ざるべきものが少いのは斯道の爲に返すくも遺憾なこととあります。本書は著者が東京裁縫女學校長渡邊先生の門に入りてより實地に之を研究しその得たる所を摘録したものであります。元より未だ盡さるる所もありませんから大方諸賢の教を受けて更に完成を期したいと思ひます

第二篇 本論

第三章 裁縫科の要旨

小學校令施行規則第十一條に

裁縫は通常の衣類の縫ひ方及裁ち方等に習熟せしめ兼て節約利用の習慣を養ふを以て要旨とす

とあります。通常の衣類といへば先づ繻絆、單衣、袷、綿入、帯、羽織、袴位の木綿ものをいふのであります

之等の衣類の縫ひ方及裁ち方等に習熟せしむる即ちこれが小學校の目的たる將來生活に必須なる普通の知識技能を授けることになるので裁縫科の主目的であります而して之れに兼ねて特に婦女子に必要な節約利用といふ道徳上の習慣を養ふといふことになつて居りましてこれが副目的であります

教育的價値

教育的方面より見たるネウチ

第四章 裁縫科の教育的價値

從來我國に於ては裁縫は女子に必須缺ぐべからざる技藝として他の學問をさしおいてもこの科だけは上下貴賤を通じて必ず授けたものであります併しながらこれ等の裁縫は單に生活に必須なる技能であるからといふに止まつて未だ教育上に大なる價値を有して居ることを認めて居るものが少ないやうであります。教育に従事して居るものの中にもこの大なる價値に氣が附かないで居るものが多いやうであります。爲に折角に勞力と時間とを費して教授しても比較的に教育上の効果を收めることが出來ないといふことがありますから、この事に就ては深く研究して置く必要があります

ゲーテ
Göthe.
フリードリヒ
大王
Friedrich.
ワイルヘルム
一世
Wilhelm.
第一世

かの有名なる詩聖ゲーテ氏(獨逸の人千七百四十九年に生る)が獨逸皇帝フリードリヒ大王の傳記を書きました中に「王の大業をなしたのは緻密、忍耐、敢爲、正直等の諸徳を備へて居られたからである而してこれ等の諸徳は王が幼時に紙細工を練習せられた結果に外ならぬ」と申しました而してまた王子ウイヘルム第一世の獨逸帝國創建の大業も亦手工教育の功蔭であると論じ

智育
智識の發達を目的とする教育
記憶
既知の智識を保存し時に隨ひ起す心の活動
想像
既知の事實又は観念を材料として新なる事實又は観念を構成する心の活動
思考
概念を作り出し結論をなす能力
徳育
徳を主とする教育

ました。この一言を以ても手工教育の偉大なる價値のあることが分ります而して裁縫は勿論手工の一種に外ならぬので唯だ實用を重きに置いたのみであります依て今更に少しく秩序を立て、その教育的價値を述べて見ませう之を述ぶるには智育方面、徳育方面及び身體に及ぼす價値の三に分つを便利と思ひます

一 智育方面に及ぼす價値……この方面に於ては先づ記憶、想像、思考等の諸能力を養成します。裁縫は自分に考へて居ることを直に實物に表すのでありますから強き記憶力と深い想像力と確實なる思考とを要します殊に今まで學び得たことを基礎として種々なる新しき物を工夫して行く機會が多いのでありますから最も多くの想像力を養ひます。また裁ち方、積り方等に於ては輕卒なる判斷を下します時は直にとり返しのつかない非常な損害を招きますから深き思考力を養成いたします

一 徳育方面に及ぼす價値……この方面に及ぼす價値は莫大なものであります。裁縫は他の學科と異り非常に長時間を要するのみならず常にその間に深き注意と少からぬ工夫とを要します。故にこの科を長く繼續して課

意志
意は心の活
動、志は願望
の意、即ち目的
ある心の活動

體育
身體の發達と
健康となす
主たる教育

する時は遂に強固なる意志を養成し成長して後も容易に消え失せないよ
き習慣を作ります。その習慣とは勤勉、忍耐、綿密、注意等でありませう。それ
から裁縫には常に割合に貴重なる材料を手にして居りますから教師の指
導その宜しきを得れば女子に最も肝要なる節約利用の習慣を養ふことが
出来ませう。また裁縫は元より一種の美術に外ならぬのでありませうから不
知不識の間に審美的の感清を養つて清潔、整頓、秩序などの諸徳を養ふこと
が出来ませう

一體育方面に及ぼす價值……手と眼とを練習することは裁縫科の本旨であ
ります換言すれば所謂器用な人を養ふことが裁縫科の主なる目的の一部
であります。故に裁縫の實習を課して居る間には自然に手と眼との感化
及び運用を機敏にし斯くて遂に身體の生活に必要な職業の素養を受け
るやうになるのであります

第五章 裁縫と他學科との關係

裁縫は以上述べたるが如く凡ての方面に教育的價值を持てをりますから從

連絡
俗にツナガル
といふ義

節約利用
物事を省つて
無駄にせず
約の意義

提携
相互に助け合
ふ事

陶冶
一定の目的を
以て人の性格
を養成する事

人格
人と爲りの意

て他の種々なる學科と深き關係を以てをります例へは裁ち方、積り方等に於
ては算術科と關係し。織物の地質、産地等は地理と關係し。織物の性質、染色
洗濯、衣服と衛生との關係等は理科に連絡し。裁ち方圖とか意匠とかいふや
うなことは圖書と連絡して居ります。されば裁縫科のみ専門に受け持て居
るものは殊にこの邊に深く注意して他學科が何れの程度まで進行して居る
かを正確に調べ以てその連絡を失はないやうにして進まなければなりません

而して更に最も大なる關係を持て居りますものは修身であります。節約利
用などいふやうなことは元より修身科と相俟て教へて行かなければなりませ
んその他忍耐といひ勤勉といひ綿密といひ秩序といひ何れも德育上の問
題でありまして修身科と密接の關係があることは申すに及びません要する
に裁縫科教授の目的を達するには他の諸學科殊に修身、算術、地理、理科、圖書等
と連絡を計り互に提携しつゝ進歩せしめなければなりません而して斯く各
學科相互の關係を親密ならしめ統一を保たしむるは品性の陶冶をなし人格
を完成するに最も必要な條件であります

第六章 教授の程度

薄弱
いふ事
脳漿
の機

基礎的技
能
身體内外にあ
る各部機關の
活動力の基礎
「モトキ」とい
ふ

次に小學校に於ける裁縫科は如何なる程度まで教授すべきものであるかといふことであります。凡て教授の程度は高きに失してはなりません。高きに過ぐるは却て兒童の薄弱なる脳漿未熟なる手指の發達を害することが多いのであります。然るに従來小學校に於ても往々専門に亘るやうなものまで課して居りました。併し近年に至り漸くその覺醒の時期が到達いたしまして教授細目などにもあまり高尚なものを編入するやうなことはないやうになりました。先づ小學校の裁縫は小學校令の主旨に基いて可成實用に適するものを選んであまり複雑なものや實用に遠いものは避けるやうにしなければなりません。之を實際に就て申しますれば前章に述べて置きました基礎的技を初めとして襦袢、單衣、袷、綿入、羽織、帯位に止めて十分あります。その他地方の情況によつて女袴、袴、纏位を加へてもよろしいと思ひます。

第七章 教材の排列

通常の衣類と申しましても随分種類の多いことであります。之を一定の年

教材
教授に必要な
各種材料を
本等の材料を
云ふ
排列
ならへること
詳細なる目録

限の中に十分に教授し終らうとするには必ず先づその教材を如何なる順序に排列すべきかといふことを考へなければなりません。小學校令を以てその順序が示されて居ります。併し之はほんの大體に過ぎないので或は襦袢を先にせよとか綿入を後にせよとかいふやうな細目に亘つては元より示して御座いません。されば之は各學校に於てよく研究した上に豫めその順序を立て、置かなければなりません。之に就て主なる條件を二三述べて見ませう

適合
一物が其外國
の他物に對し
て適合適從す
ることよく
適當する義

一兒童の心身發達の程度に適合せしむること……兒童の精神は如何なる程度にまで發達して居るか心理にては如何なる所まで學びたりや。算術にては何まで習ひたりや。國語は如何。理科は如何等を深く考察し一方には兒童の手指の運用が如何なる程度まで發達したるか。眼の力は如何であるかといふことを十分に知悉して之に適合するやうに教材を排列して行くことであります

原則
根本の規則
豫備
あらかじめの
用意

一「易より難に入る」の原則を守ること……之は戻るべからざる原則でその他「近より遠に」「簡より繁に」等の語も皆同じ意味でありますなるべくは前課の

演繹 原則を事實に
 應用して其關
 係を導き出す
 の例へば
 (原典)兒童は
 好奇心盛なり
 (事實)某は兒
 童なり(應用)
 故に某は好奇
 心盛なり(關
 係)季節 春夏秋冬の季
 節 酌 酌 酌
 はかり考ふる

業は後課の業の豫備、後課の業は前課の業の應用、演繹たらしむる様にす
 がよろしい
 三季節に配合せしむること……之は兒童の材料に關係します。例へば夏て
 あれば綿入などの材料はすぐに間に合ふ冬てあれば單衣などは手に入れ
 易い等の便宜上から矢張り季節といふことも考へる必要があります
 四土地の状況を斟酌すること……之は土地の状況によりて加へる必要のあ
 るものと省いてよいものとを判断して適當に取捨することでありませう。
 例へば東京などでは神繩だとか股引だとかいふものは先づ一斑に用ふる
 ものが少いから省いてもよいが地方殊に山間に参りますと是等は加へな
 ければならんとかいふこともありませう。また東京では小學校でも女の
 袴位は教へて置く必要があるが僻地ではそんな必要のない所もありませ
 う。故にその土地の状況を調べて適宜に材料を排列するやうにしなければ
 なりません
 教材を排列するに就て注意すべき重なる條件はまづこれ位でありませう
 之等のことに注意して教材を細かく排列したものが所謂教授細目でありま

す

第八章 教授細目

(一) 教授細目を定むる上に注意すべき條件

凡て教授細目は小學校にありては此校の校長が之を定めることになつてを
 ります(施行規則第二十二條參看)けれども裁縫の如きは今日の有様に於ては
 男子の教員では明細に分り兼ねる所から自然その受持教員に作らしむると
 いふ實況であります。さればこの事に關しても裁縫教員は十分研究して置
 く必要があらうと存じます。前章に於て教材の排列に關して注意すべき條
 件を述べましたが、なほ特に教授細目を定める上に於て注意すべき事項を列
 挙しますれば

- 一 小學校令教則に従ふこと
- 一 實用に遠きもの避くること
- 一 教授時數を見積り置き之に應じて排列すること(現時高等小學校に於て
 は一、二年は毎週三時間三、四年は四時間と定めらる)

一多くの教材を課せんよりは僅少の教材につき十分習熟せしむる方針を取ること
 従て復習に充つべき時間を存し置くことが必要であります
 一運針の練習を毎學年毎學期に課すること
 一一の教材がなるべく二學期に涉らざるやうにすること
 等であります

(二)小學校教授細目例

之は小谷野千代子氏の案に基いてこしらへたものでありまして東京市の小學校を標準としたものでありますから地方により増減すべきは勿論であります

尋常科第三學年

第一學期 凡十五週(每週教授時數二時間)

- 一衣服の種類 一時間
- 一裁縫用具の名稱及び使用法 二時間

- 一器具の整理 一時間
- 一針の持方及び運び方 一時間
- 一運針アイソウメイ 十三時間
- 一糸の結び方トリスミヒ 四時間
- 一糸の留方トリスミヒ 五時間
- 一糸の縫ツぎ方カ 三時間

第二學期 凡十五週(每週教授時數二時間)

- 一運針 一時間
- 一縫代及び着せの仕方 八時間
- 一縫ひ合せ方アヘ 六時間
- 一袂ソウツクのかけ方ヒラヒツク 十時間
- 一雑巾刺し方ヒラヒツク 十時間

第三學期 凡十週(每週教授時數二時間)

- 一運針 六時間
- 一折マけ方マ 六時間

- 一 風呂敷の縫ひ方
- 一 單前掛の縫ひ方

三時間
六時間

尋常科第四學年

第一學期 凡十五週(每週教授時數)

- 一 運針
- 一 普通綿布の名稱
- 一 普通綿布の丈及び幅
- 一 襦袢の種類
- 一 襦袢各部の名稱
- 一 一つの身襦袢
- 一 一部分縫袖縫方 袴附け方 袴附け方 袴附け方 袴附け方 袴附け方 袴附け方 袴附け方 袴附け方 袴附け方
- 二 仕立上寸法
- 三 標附け方
- 四 縫ひ方順序

十二時間
一時間
二時間
一時間

5 仕立方

十時間

第二學期 凡十五週(每週教授時數)

- 一 運針
- 一 一つの身襦袢前學期の様々
- 6 仕立方
- 7 畳み方
- 一 車裁襦袢(袖を省く)
- 1 部分縫脇縫 前襟の仕方 袴下拵け方 袴附け方
- 2 仕立上寸法
- 3 標附け方
- 4 縫ひ方順序
- 5 仕立方

五時間
六時間
一時間
二時間
一時間
十時間

第三學期 凡十週(每週教授時數)

- 一 運針
- 一 綿布繕ひ方

- 1 接ぎ方片返し（つぎかたがへし） 四時間
- 2 縫ぎ方しきし縫ぎまし縫ぎ（ぬいぎかたしきしぬいぎましぬいぎ） 四時間
- 一 腰紐縫け方 五時間
- 一 衣服整へ方 一時間

高等科第一學年

第一學期 凡十五通（每週三時教授時）

- 一 運針 一時間
- 二 裁縫の意義 一時間
- 一 裁縫用具の名稱及び使用法 一時間
- 一 本裁襦袢（袖を省く） 一時間
- 1 仕立上寸法 一時間
- 2 標附け方 一時間
- 3 仕立方 十時間
- 一 衣服の目的 一時間

一 單衣の種類及び各部の名稱

二 一つの身單衣

- 1 部分縫（前身縫 前袖縫ひ方 背附け方 袴下折り方 袖掛け 袴附け方） 九時間
- 2 仕立上寸法 一時間
- 3 標附け方 二時間
- 4 縫ひ方順序 一時間
- 5 仕立方 十六時間

第二學期 凡十五週（每週三時教授時）

一 運針

二 三つの身單衣

- 1 部分縫袖縫ひ方 三時間
- 2 仕立上寸法 一時間
- 3 標附け方 二時間
- 4 仕立方 二十五時間

附用掛け腰掛け附け紐の附け方

一四つ身單衣

- 1 部分縫 狂縫ひ方 袴下拵け方 袴附け方
- 2 仕立上寸法
- 3 標附け方

五時間

一時間

二時間

第三學期 凡十週(每週三時間)

一 運針

一四つ身單衣前學期の履き

4 仕立方

附肩揚 腰揚 附紐の附け方

二十五時間

三時間

一 衣服材料の品類及名稱産地

高等科第二學年

一 運針

一 洗濯の仕方

一 袷各部の名稱

一一つ身袷

1 部分縫 袖縫ひ方 襟縫ひ方 前身縫ひ方 袴附け方 袴縫ひ方 袴合せ方 裾縫ひ方 裾縫ひ方の仕方 裾縫ひ方の仕方

十四時間

三時間

二時間

一時間

二十三時間

第二學期 凡十五週(每週三時間)

一 運針

一一つ身締入

1 部分縫 袖縫ひ方 襟縫ひ方 前身縫ひ方 袴附け方 袴縫ひ方 袴合せ方 裾縫ひ方 裾縫ひ方の仕方 裾縫ひ方の仕方 裾縫ひ方の仕方

十六時間

三時間

二時間

二十五時間

第三學期 凡十週(每週三時間)

一 運針

一 襦袢及び小裁中裁の裁ち方

六時間

一 綿布縫ひ方

三時間

1 接ぎ方掛接ぎ

三時間

2 縫ぎ方穴縫ぎ

三時間

一 子供帯仕立方

八時間

一 衣服材料の性質及び染色

二時間

高等科第三學年

第一學期 凡十五週(每週四時授時)

一 運針

一 衣服脚製に關する心得

一時間

一 本裁單衣女物

1 裁ち方積り方

三時間

2 仕立上寸法

一時間

3 標附け方

二時間

4 縫ひ方順序

一時間

5 仕立方

二十時間

一 本裁單衣女物

1 部分縫袖縫ひ方袖の仕方袖附け方

六時間

2 裁ち方積り方

一時間

3 立上寸法

一時間

4 標附け方

二時間

5 縫ひ方順序

一時間

6 仕立方

二十時間

一 衣服保存の方法

一時間

第二學期 凡十五週(每週四時授時)

一 運針

一 四つ身袷

1 部分縫袖縫ひ方

三時間

2 標附け方

二時間

3 仕立方

一本裁袷女物

1 裁ち方積り方

2 標附け方

3 縫ひ方順序

4 仕立方

二十四時間

二時間

三時間

一時間

二十五時間

第三學期 凡十週(每週教授時)

一 運針

一本裁縮入女物

1 部分縫袖縫方

2 標附け方

3 仕立方

三時間

二時間

二十八時間

高等科第四學年

第一學期 凡十五週(每週教授時)

一 運針

一本裁縮入男物

1 標附け方

2 仕立方

一女袴各部の名稱

一中裁女袴

1 裁ち方積り方

2 縫ひ合せ及襷取り方

3 仕立上寸法

4 縫ひ方順序

5 仕立方

一洗濯及び張り物の仕方

一女腹合せ帯

第二學期 凡十五週(每週教授時)

一 運針

三時間

二十五時間

一時間

二時間

一時間

一時間

十三時間

二時間

十二時間

一 羽織各部の名稱	一時間
一 袖無綿入羽織	
1 部分縫 <small>前身縫ひ方 衿の附け方</small>	三時間
2 裁ち方	二時間
3 仕立上寸法	二時間
4 標附け方	二時間
5 縫ひ方順序	一時間
6 仕立方	十二時間
一 本裁綿入羽織	
1 部分縫 <small>前身縫ひ方 衿の附け方</small>	五時間
2 裁ち方 <small>衿の折り方</small>	二時間
3 仕立上寸法	一時間
4 標附け方	三時間
5 縫ひ方順序	一時間
6 仕立方	二十五時間

一 小裁中裁羽織の裁ち方	二時間
一 運針	
一 本裁袷羽織 <small>男物</small>	
部分縫 <small>前身縫ひ方 前下り縫ひ方 衿の附け方</small>	五時間
仕立上寸法	一時間
標附方	二時間
縫ひ方順序	一時間
仕立方	二十三時間
一 衣服と衛生との關係	
(三) 高等女學校教授細目例	

之れは小學校との連絡などの關係もありますから参考の爲に擧げませう

女子高等師範學校附屬高等女學校
裁縫科教授細目

第一學年

第一學期 授業時數凡五十二時(一週四時)

運針	一
裁縫用具ノ用方及整理(復習)	一
各種縫合井ニ綵及紵方(復習)	二
襦袢各種裁方	三
單衣各部名稱	一
一ツ身單衣	三
裁方	二
寸法及標附方	一
縫方順序	七
部分縫衽及袴附方	十五
仕立方	一
二ツ身單衣	一
裁方(練習)	一

標附方	二
仕立方(附紐附方)	十三

練習

第二學期 授業時數凡五十六時(一週四時)

運針	三
三ツ身單衣	二
裁方	二
寸法及標附方	二
部分縫袂袖縫方	十六
仕立方	三
四ツ身單衣	三
裁方	二
寸法及標附方	六
部分縫筒袖縫方、ハツ口衽方、衽縫方	十六
仕立方	十六

一ツ身裕	一
裁方(練習)	一
標附方	二
縫方順序	一
部分縫袖縫方	二
部分縫半身縫方	二
運針	
一ツ身裕(前學期ノツマキ)	
部分縫襟縫方、半身縫方	十五時
仕立方(附肩掛ノ仕方)	二十五時
練習	
第二學年	
第一學期	
運針	
三ツ身裕	

第三學期 授業時數凡四十時(一週四時)

裁方(練習)	一
標附方	二
縫方順序	一
分縫筒袖縮方、袂袖縫方	六
仕立方(附腰掛ノ仕方)	二十八時
一ツ身綿入	
裁方(練習)	一
附方	二
縫方順序	一
部分縫袖縫方、縫方	十
部分縫半身縫方	十
運針	
一ツ身綿入(前學期ノツマキ)	
部分縫半身縫方	十
仕立方	三十時
第二學期	

綿布補綴法

接ぎ方 割りばき

継ぎ方 穴つき

練習

第三學期

運針

四ツ身筒袖綿入

裁方 (裏地)表ハ單衣ニ用ヒタルモノナ用ヒシム

標附方

仕立方

練習

第二學年

第一學期

運針

本裁單衣(女物)

二時
六時

三時
二時
三十時

裁方

寸法及標附方

縫方順序

仕立方

衣類解き方(説明)

本裁單衣(男物)

裁方(練習)

寸法及標附方

縫方順序

仕立方

衣類解き方(説明)

本裁單衣(男物)

裁方(練習)

寸法及標附方

縫方順序

三時
二時
二時
十八時
一時

一時
十八時
一時
二時
一時

一時
二時
一時

部分縫袖縫方、襟仕方、袖附方

五時

仕立方

十八時

練習

第二學期

運針

本裁拾(女物)

裁方裏地(表は單衣に用ひたるものを用ひしむ)

二時間

標附方

二時間

縫方順序

一時間

仕立方

二十八時間

子供帶(地質メリンス巾四五寸の物)

縫方順序

一時間

仕立方

九時間

絹布補綴法

接ぎ方……かけはぎ

四時間

縫ぎ方……次つきし

八時間

練習

第三學期

運針

本裁綿入(女物)

裁方練習

一時間

標附方

二時間

縫方順序

一時間

部分縫袖縫方

三時間

仕立方

二十八時間

洗濯の仕方(説明)

二時間

張物の仕方(説明)

三時間

第四學年

第一學期

運針

本裁編入(男物)

裁方(舊地)裁は單衣に用ひたるものを川ひしむ

二時間

標附方

二時間

仕立方

二十八時間

女帯(舊地)地質褌子、メリンズ

帶地扱方縮緬、博多、縹子、其他の帶地ニツキテ

一時間

縫方順序

一時間

仕立方

十三時間

練習

第二學期

運針

袖無羽織

裁方

寸法、標附方

縫方順序

一時間

二時間

二時間

部分縫 袴附方

二時間

仕立方

十三時間

綿入羽織

裁方

寸法、標附方

縫方順序

仕立方

二十四時間

練習

第三學期

運

袴羽織

裁方

寸法、標附方

縫方順序

部分縫 袴附方

一時間

二時間

一時間

三時間

仕立方

二十四時間

改良前掛及シャツ部分縫

八時間

カシム縫(二種)、千鳥縫、かぶり縫、穴かぶり、

練習

第五學年

第一學期

運針

改良前掛 (地質キヤラコ)

裁方

三時間

縫方順序

一時間

仕立方

八時間

シャツ (地質フラネル)

裁方

三時間

縫方順序

一時間

仕立方

二十時間

女袴 (大人物、小供物、中裁)

裁方

二時間

縫合及襷取圖

一時間

縫方順序

一時間

仕立方 (二具)

十三時間

練習

第二學期

運針

單羽織

裁方

一時間

標附方

二時間

縫方順序

一時間

仕立方

十九時間

被布但シ小裁、中裁、本裁、何にても其一を縫はしむ

裁方 (説明)

一時間

標附方

二時間

縫方順序

一時間

仕立方

二十五時間

練習

第三學期

運針

絹布類綿入仕立方(女物)

三十時間

片面物并に中幅、大幅にて衣服裁方(説明)

五時間

練習

備考

一、運針は仕立方、實習の際第三學年迄は必ず毎時間の始に於て五分間なさしむるものとす

一、裁方は教授の際は實物を以てし練習の際は實物の二分の一大に紙にて裁たしたるものとす

一、第一學年より第四學年迄の裁縫材料は木綿を主とし第五學年は絹、太織の

類を主とするものとす

(四) 師範學校教授細目例

之れも参考として女子高等師範學校技藝科の教授細目を掲げてみませう

女子高等師範學校技藝科裁縫教授細目

第一學年

第一學期(授業時数凡九十五時間)

裁縫に就ての準備

器具並に絲の扱方、姿勢、運針、各種縫方、補綴法、普通織物の種類

六時間

本裁單衣

寸法、積り方、裁方

三時間

標付方、縫方、部分縫

五時間

仕立方(男女各一枚)木綿類、紬類

二十時間

一ツ身單衣

寸法、積り方、裁ち方

二時間

標附方縫方	一時間
仕立方、澗袖、唐縮緬類	八時間
本裁單衣	
仕立方(男女各一枚)麻布類、絹布類	二十六時間
本裁袴	
寸法、積り方、裁方	五時間
標附方縫方、部分縫	七時間
仕立方(男女各一枚)木綿類、紬類	十三時間
第二學期(授業時數凡百十二時間)	
本裁袴仕立方(前學期の履き)	二十六時間
三ツ身袴	
寸法、積り方、裁方	二時間
標附方縫方	一時間
三ツ身袴、仕立方、筒袖	十二時間
本裁袴	

仕立方(女物)絹布類	二十三時間
裕長襦袢	
寸法、積方、裁方	一時間
標附方縫方	一時間
仕立方、縮緬類	十五時間
本裁綿入	
寸法、積り方、裁方	二時間
標附方縫方、部分縫	五時間
仕立方(男物)木綿又は紬類	二十二時間
練習	二時間
第三學期(授業時數凡八十時間)	
本裁綿入仕立方(女物)木綿又は紬類	二十三時間
四ツ身綿入	
寸法、積り方、裁方	二時間
標附方縫方	一時間

仕立方筒袖

第二學年

第一學期(授業時數凡九十五時間)

本裁綿入仕立方(前學期の續き)

本裁袴(女物)

寸法、積り方、裁方、

標附方、縫方、部分縫

仕立方

中裁、小裁袴(女物)

寸法、積方、裁方、

標附方、縫方、

仕立方(小裁)

本裁綿入羽織

寸法、積り方、裁方、

標附方、縫方、部分縫

十四時間

八時間

二時間

二時間

十一時間

二時間

二時間

八時間

三時間

三時間

仕立方(男女各一枚)絹布類、縮緬類

本裁袷羽織

標附方、縫方、部分縫

仕立方(男物)絹布類

二學期(授業時數凡百十二時間)

本裁袷羽織仕立方(男物)縮緬又は絹類

本裁單羽織

寸法、積り方、裁方、

標附方、縫方、部分縫

仕立方(男物)絹布類

本裁、中裁、小裁被布、

寸法、積方、裁方、

標附方、縫方、部分縫(袷並に綿入)

仕立方(中裁)

ミシン使用法

三十五時間

三時間

十六時間

十七時間

三時間

三時間

十三時間

三時間

五時間

十七時間

三時間

涎掛	一寸法、積方、裁方、縫方、仕立方	一時間
前掛	一寸法、積方、裁方、縫方、部分縫、仕立方	四時間
	中裁、小裁、シャツ、ズボン下、寸法、積方、裁方、縫方、仕立方(小裁)	二時間
	單衣、フラネル類、標附方、縫方、部分縫、仕立方	二時間
	一練習	七時間
第三學期(授業時數凡八十時間)		
		三時間
		十三時間
		三時間
		十二時間
		一時間
		十三時間
		三時間

鯨帶	標附方、縫方、部分縫、仕立方(三本)絹布類、縮緬類、丸帶	二時間
	標附方、縫方、仕立方(二本)	二十時間
	男帶	一時間
	標附方、縫方、仕立方(二本)	十時間
	本裁單袴(男物)	二時間
	寸法、積方、裁方、標附方、縫方、部分縫、仕立方、絹布類	十時間
	中裁、小裁、單袴(男物)	三時間
	寸法、積方、裁方	三時間
		三時間
		十五時間
		三時間

標附方、縫方、

仕立方(中裁)

第三學年

第一學期(授業時數凡九十五時間)

本裁袷袴(男物)

積方、裁方、

標附方、裁方、

仕立方、絹布類

足袋

裁方、縫方、

仕立方(大小各一足)

本裁綿入三枚重(女物)

寸法、標附方、縫方、

仕立方(三枚重)

本裁比翼、同附比翼

二時間

九時間

一時間

一時間

十七時間

一時間

十時間

二時間

五十三時間

寸法、積方、裁方、

標附方、縫方、部分縫(袷並に綿入)

練習

第二學期(授業時數凡百十二時間)

本裁綿入比翼仕立方

本裁袷比翼仕立方

本裁、袷、重

寸法、標附方、縫方、

本裁綿入二枚重(男物)

寸法、標附方、縫方、

仕立方、

第三學期(授業時數凡八十時間)

本裁綿入仕立方(前學期の續き)

本裁單衣重、

寸法、積方、裁方、

二時間

五時間

三時間

四十時間

三十三時間

一時間

一時間

三十七時間

八時間

一時間

標附方、縫方、部分縫	三時間
仕立方	二十三時間
本裁シャツ	三時間
寸法、積方、裁方、縫方	十時間
仕立方	二時間
本裁ズボン下	七時間
寸法、積方、裁方、縫方	三時間
仕立方	十二時間
中裁、小裁、シミーズ、ツロース、ベテコート	五時間
寸法、積方、裁方、縫方	三時間
仕立方(小裁)	
中裁、小裁、洋服(女物)	
寸法、積方、裁方、縫方	
練習	
第四學年	

第一學期(授業時數凡百十八時間)	
中裁、小裁、洋服(女物)(前學期の續)	
仕立方(小裁)	二十三時間
中裁、小裁、洋服(男物)	
寸法、積方、裁方、縫方	五時間
仕立方(小裁)	二十三時間
本裁合羽(女物)	
寸法、積り方、裁方	二時間
標附方、縫方	二時間
仕立方(香裏コート)雛形	九時間
本裁合羽(男物)	
寸法、積り方、裁方	一時間
標附方、縫方	一時間
仕立方(雛形)	七時間
夜着(大、中、小)	

寸法、積方、裁方	二時間
標附方、縫方	一時間
仕立方(難形)	七時間
蒲團	
寸法、積り方、裁方、縫方	一時間
仕立方(難形)	五時間
股引	
寸法、積方、裁方、縫方	一時間
仕立方(難形)	四時間
蚊帳	
寸法、積方、裁方、縫方	二時間
仕立方(難形)	五時間
脚絆	
寸法、積り方、裁方、縫方	一時間
仕立方(難形)	三時間

練習

備考

十五時間

一各種の幅並に片面物等の用布に就きて一枚若くは二枚以上の裁合方を授け又應用問題は適宜の時間を以て課するものとす

一練習とは教授したる事項中稍難き部分に付き更に應用的實習又は其他の方法を以て練習せしむるを云ふ各學期によりて練習の項に有無あるは教授時間の都合に據る

一雛形とあるは容易に材料を得ると能はざると又は教授時間の都合により止むを得ず雛形を以て教授するの意なり

(五) 裁縫學校教授細目例

之れは裁縫専門の學校の細目例として掲げて置きます

東京裁縫女學校教授細目

一年前期(二週三十時)

○運針

針目一分五厘、一時間に五十尺以上百尺迄

針目一分 一時間に布を二重、三重、四重にし三十尺以上五十尺迄
○穴カマリ

ホムリ穴、ハトメ穴、各一時間に四個以上七個迄

真都利縫

針目二三風、一時間に一尺以上三尺迄

單襦袢實物(各一枚三時間内外)

小供物 中裁 大人物

袷半襦袢實物(四時間内外)

大人物

袖形、裙形(木綿、絹布)

袖形五分以上のもの二時間に三個ヨリ六個迄

裙形五分以上のもの一時間に二個ヨリ四個マテ

木綿單衣物實物(一ツ身四時間内外、三ツ身四ツ身五時間内外、大人物六時間)

一ツ身、三ツ身、四ツ身、男木裁、女大人物

長襦袢實物(六時間内外)

大人物

扇着實物(長扇着は九時間内外、半扇着は六時間内外、丸扇着は四時間内外)

半扇着男大人物、長扇着女大人物、丸扇着

木綿袷實物(二ツ身、二ツ身、三ツ身)十一時間内外、四ツ身、前袴裁、十二時間内外、男女木裁

十三時間)

一ツ身、二ツ身、三ツ身、四ツ身、前袴裁男大物、女大人物

口綿入實物(十四時間内外)

女大人物

一年後期(一週三十時)

木綿綿入實物(時間は各袷より一枚毎に二間時を増す)

一ツ身、二ツ身、三ツ身、四ツ身、男大人物、女大人物

木綿綿入羽織實物(子供物七時間内外、大人物十時間内外)

一ツ身、前羽織、三ツ身、四ツ身、女大人物、男大人物

木綿袷羽織實物(大人物八時間内外)

女大人物、男大人物

木綿被布實物、雛形(子供物雛形は四時間内外)實物は七時間内外、大人物は雛形五時間

實物十二時間

一ツ身、前被布、三ツ身、四ツ身、女大人物

道行實物雛形(三時間内外)實物十時間内外)

單男大人物、袴大人物、綿入女大人物

女合羽織實物(六時間)

女大人物(被布仕立)

男女コート、實物、雛形(雛形六時間、實物廿時間)

男大人物、女大人物

女鯨帯常の物、實物(六時間)

鯨帯二本

男帯常の物、實物(六時間内外)

男帯二本

男女帷子類、實物(五時間内外)

男大人物、女大人物

單半重、本重、實物、雛形(雛形は四時間内外、實物八時間内外)

小供物本重、女大人物本重、同單半重

二年前期(一週併用)

(以下西洋前掛、シャツ、ツボン下は各雛形一つづゝ、裁縫)

西洋前掛(各五時間)

大人實物、子供物、掛、同ボタン掛

シャツ(半袖、普通、各二時間内外、大鼓胸飾シャツ、胸當附飾シャツ、ホワイトシャツ各四時間)

半袖大人物、同中裁、同小供物、普通シャツ大人物、同中裁、同小供物、太鼓胸飾シャツ大人物、同中裁、同小供物、胸當附飾シャツ大人物、同中裁、同小供物、大人物背掛ホワイト

シャツ、大人物前掛、ホワイトシャツ

ツボン下(股引仕立、組附各二時間、腰廻附各二時間内外)

股引仕立大人物、同中裁、同小供物、腰廻附大人物、同中裁、同小供物、腰廻附大人物、同中裁、同小供物

裁、同小供物

男女衿小袖(各十二時間)

男大人物、女大人物

男女小袖重(男物廿六時間、女物卅時間内外)

男大人物小袖一重、女大人物小袖一重

絹布男女單、衿、綿入、羽織(單六時間内外、衿八時間内外、綿入八時間内外)

單男大人物、同女大人物、衿男大人物、同女大人物、綿入男大人物、同女大人物

大人物)

男合羽織雛形(十時間内外)

長合羽、半合羽

本比翼、附比翼雛形、實物(雛形十二時間、實物三十時間内外)

本比翼、附比翼

女鯨帯、丸帯、上仕立(鯨帯十時間内外、丸帯八時間内外)

鯨帯二本、丸帯二本

男帶上仕立(六時間内外)

男帯二本

二年後期(一週卅時)

- 女袴實物、雛形(雛形三時間、實物五時間内外)
- 大人物大門褌 同三ツ稜 中裁三ツ稜 小供物大門褌 同三ツ稜
- 大人物襦ありセツ稜
- 男單、裕馬乘袴實物、雛形(雛形は三時間内外、實物は五時間内外)
- 五ツ子 七ツ子 中裁 大人物十番馬乘袴 四布遣 十布遣 大人袴袴
- 股引(雛形二時間半内外、實物三時間内外)
- 大人半股引 裕大人股引
- 蚊帳雛形(八時間)
- 蚊帳一張
- 夜着雛形(十時間内外)
- 大夜着 宵夜着
- 布衣信雛形(四時間内外)
- 布衣信一枚
- 十徳雛形(各四時間)
- 古織部流、利休流、甚古流(有樂流)
- 頭巾實物或は雛形(三時間)
- 大人宗十郎頭巾 露帽子 大黒頭巾 口覆帽子

日本形延掛實物(三時間)

丸紵帶雛形(三時間)

寝冷不知雛形(各二時間)

ホタテ掛 ヒモ附キ

西洋寝巻(實物五時間、雛形は三時間)

大人物 小供物

海水浴着(實物八時間、雛形は五時間)

女大人物 男大人物

足袋各種(各二時間)

備考 生徒をして雛形各一個、實物各三個以上を裁縫せしむるものとす

高等科

前期

○袴類裁縫

- 平袴 小袴 裁附袴 シヤモ裁附 刺貫袴 東縊袴 義經袴 野袴 細袴
- 下袴 表袴 緋の半袴 緋の長袴 男モツペイ 女モツペイ 半長袴
- 本長袴

○禮服類裁縫

十二一重 打着 小直衣 大直衣 袍 裾 高等學校禮服 辯護士禮服

○肩衣類裁縫

眞一文字肩衣 中一文字肩衣 丸形肩衣(四ッ稜) 社袴 モント肩衣

○袷紗、コロモ、及び古代物類裁縫

大紋 直垂 狩衣 水干 袴 單長絹 白張 偏綴 陣羽織 三才羽織

襦衣 ケツテキ 同袴 コロモ三種 袷紗 素絹 御末の腰卷

○手術衣、看護婦服、湯揚、胞衣類裁縫

醫師の手術衣三種 看護婦服 湯揚 男女袍衣

○脚半、腹掛、手刺、手甲、油箆類裁縫

大津脚半 山附脚半 手刺 手甲 腹掛各種 狹箱油箆 長持油箆

簞笥油箆

○暖簾、旗、幟、頭巾、帽子類裁縫

切暖簾 長暖簾 旗 幟 大黒頭巾 船底頭巾 雪帽子 垂帽子

早通頭巾各種 モント帽子 セガワ帽子 看護婦帽子 日除帽子 支那服

朝鮮服 クジ セイメイ 叶

後 期

○洋服製圖及び裁縫

○男服の部

ズボン (Trousers or Pants)

半ズボン (Knee Breeches)

一重胸背廣 (Single Breasted sack coat)

二重胸背廣 (Double Breasted sack coat)

一重胸中着 (Single Breasted Vest)

二重胸中着 (Double Breasted Vest)

禮服中着 (Full Dress Vest)

カットアウエイ、フロックコート (一名モーニングコート) (Outaway Frock coat)

フロックコート (Frock Coat)

一重胸外套 (Single Breasted overcoat)

二重胸外套 (Double Breasted overcoat)

フルボックス外套 (Full Box overcoat)
 インバーネス(二重廻シ) (Inverness coat)
 燕尾服 (Swallow-tail coat or Full Dress coat) 小中學校制服上着及び外套
 子供水兵服

○女服の部

バスク、ウキズ、ワン、アンダーアーム、ユーム (Basque with one Under-Arm piece)
 ダブル、プレステッド、バスキ (Double Breasted Basque)
 バスク、ウキズ、ワン、ダート (Basque With one Dart)
 イトン、チャケット (Eton Jacket)
 シングル、プレステッド、チャケット (Single Breasted Jacket) 二種
 ダブル、プレステッド、チャケット (Double Breasted Jacket)
 シャート、ウエイスト (Shirt Waist)
 シングル、プレステッド、ボックスコート (Single Breasted overcoat)
 ボックス、ボックスコート (Box Overcoat)

ハビット、バック、スカート (Habit Back Skirt)
 スリー、ゴワード、ゴワード、スカーフ (Three gored Costume Skirt)
 ファイブ、ゴワード、スカーフ (Five gored Skirt)
 ゼレ、ネー、デー、スカーフ (The rainy-day Skirt)
 ファイブ、ゴワード、スカーフ、ウキズ、フランチ (Five gored Skirt With Flounce)
 セヴン、ゴワード、スカーフ (Seven gored Skirt)
 ハーフ、サークル、ケープ (Half Circle Cape)

○女服下着の部

シュミーズ (Chemise) ドローアーツ (Drawers)
 ペティコート (Peticoat)
 外に女子の洋服三種
 右の外 カラー (Collar) カンム (cuffs)
 衿飾 (ネックタイ) (Neck-tie)
 裁縫機械 (Sewing machine) 使用法
 ショーツ、ズボン下各種

備考 一、前後兩期とも一週約三十時間とし各六ヶ月間にて習得せしむ
二、兩期とも凡て雛形にて教授す、

第九章 教案

教案とは教授細目に基いてその日或はその週に教へんとする教材及び傳達の方法を豫定して記録したものであります故にその形式は順序整ひ記述簡單なるものを以て最良といたします。今左に通常用ふべき教案の形式を擧げませう

一教材 主として提示の用に供すべき材料を記す。兒童をして筆記せしむべきものはその文案を記す

一教授の方法

(1) 豫備

教授に用ふる掛圖、標本その他教授前に準備すべき事項を記す
舊觀念を喚起する發問
目的の指示に要する言語

(2) 教授

提示の順序及方法

新舊觀念對比の方法

(3) 應用

應用に用ふる問題又は材料等

今その一二例を示しますれば

一教材 三つ身單衣の右袖の縫ひ方

一教授の方法

(1) 豫備

部分縫標本及標附け方圖を用意す

用具及運針用布を整頓せしむ

一つ身單衣の袖の標附け方及び縫ひ方順序を問答す、この時間に三つ身單衣の袖の縫ひ方を教ふべきを告ぐ

(2) 教授

圖を示しつゝ、標附け方を説明す

次に縫ひ方順序を教ふこの時部分縫の標本を配布して観察せしむ
児童をして右復言せしめたる後運針用布を取りて小部分づゝ命じて縫
はしむ

(3) 應用 左袖を縫はしむ

第十章 教授の方法

(一) 個人教育と一齊教授

個人教授と一齊教授との利害得失問題はモ一今日では殆ど過去の問題であ
りまして今更事々しく論ずるだけの價值はありませんが唯だ参考のために
述べて置きます。個人教授といふのは御承知の通り異教材に對して個々別々に教授するので
例へば或ものは一つ身の單衣或ものは三つ身又或ものは帯或ものは袴とい
ふように各児童によりてその教授材料が違つて居る即ち從來の所謂御針師
匠の家に行はれ來つた教授法であります。さて個人教授の利益とする所は
一児童の特性に應じて教授することが出来る

二家庭の都合により材料を隨意にすることが出来る
この二つであります。児童の中には天性器用なものもありませうし又運鈍
なものもありませう又技術は出来るが積り方や裁ち方が出来んとか或は知
識に關する事は早く了解するが技能が之に伴はないとか其外種々雑多であ
りませう。それらに對して一々何れの児童にも確實に會得せしめ十分に習
熟せしめようといふには或ものは三枚縫へばよい所を五枚縫はせるとか或
ものは裁ち方を多く教へるとかいふ風に各特性に應じて教授する必要があ
りませう。これをなすにはどうしても個人教授でなければ不十分である。
個人教授の第一の利益とする點は之であります。次に學校に於て材料を一
定する時は家庭に於て非常に迷惑を感ずる然るに個人教授でやれば前申し
たやうに材料を揃へる必要がありませんからさういふ弊がなくなる之が第
二の利益であります
而して個人教授の害とすべき所を擧げて見ますと
一多數の教員を要す
二全級を監視すること能はず

三、時間を徒費せしむること多し(教員の巡覽を待つ爲に)
 四、他の児童と比較するを得ず
 五、快活な授業をなすこと能はず
 六、他の學科と連絡せしむること困難なり

先づこれらが害の主なるものであります。個人教授はその教授力の及ぶ所一時間に僅々數人に止まり而も教師はその數人のために始終離職として働いて居なければならん即ち多數の教員を要するのであります。それから教師は常に教壇から下りて個人々々に教授して居るから全級を管理することが出来ぬ。従て一斑の児童をして怠慢不注意に流れしむるといふことになり得ます。又たとひ品性のよい児童でも教師の手の届かないために空しく時間を費消せしむることになる。それから材料が別々でありますから他の児童とその知識技能の發達の程度を比較して見ることが出来ぬ。凡そ何れの學科にいたしましても適當なる競争心を起さしむることは最も肝要なことであります。個人教授は前述の如くその力を比べることが出来ぬ。従てこの競争心を起さしむることが出来ません。又この教授法は或る児童

にのみ教授して居るのでありますから他の児童は常に自働的作業ばかりして居てもつとも趣味がない。従て活氣を帯びた授業をすることが出来ません。かゝる有様でありますから、また他の學科と連絡して行かうといふ様な餘裕は寸毫もございません。

然らば一齊教授の方は如何であるかと申しますと、これは御承知の如く齊しく同時に同教材に對して教へて行く方法でありまして今日現に行はれて居る國語算術地理歴史その他の學科の教授法はみなこの方法でやつて居るのであります。誠に一齊教授の利とする點を列挙しますれば

一、一時に全級の児童に教授することが出来る
 二、全級を監視するに便である
 三、児童の力を比較することが容易である
 四、快活なる授業が出来る
 五、他の學科と連絡せしめることが出来る
 六、順序正しく教授することを得

等てあります。一齊教授は一時に全級の児童に教授するのでありますから

教師に於ても児童に於ても時間を經濟にかふことができるとも常に教師は教壇に立て全級の児童を管理することができずから児童をして始終その作業に對して注意を集註せしむることができません。それから同一の教材を同時間に教へるのであるからその成績によつて児童の力を相互に比較することができず。又教師は全級の児童に對して教授するのであるから教師の腕次第で如何様にも活氣のある授業をすることができず。而して材料は學校より命ずるまゝに持て來させるのでありますから教育の理法に基き順序正しく授けて行くことができません更に一斉教授の害とすべき點を擧げて見ますれば

一 児童の特性に應じて教ふることに難し
 二 有り合せたる材料を用ふるに能はず
 三 二點であります。後者の方は近來種々研究が積んで參りまして豫め児童には數枚の布を用意せしめ置きたとひ家庭に於てその材料が關はなくつてもその布を用ひて如何なるものでも縫はしめることができる様な方法を取るることになつてをみますから殆どその弊害を認めない位であります。前者

の方は何種かの缺點であります。學校では中等の児童を目標として教授しますから大部分の児童はこれに依りて了解できますけれども特別に遲鈍なる児童には一斉教授してやらなければ教し方がありません。されば兩者個人教授と一斉教授との利害得失は大要右の如くであります。されば兩者を比較して見まするときは勿論一斉教授の方が教育的であつて學校教育の目的を達するには必ずこの方法を探らなければなりません。唯だ児童の特性に應ずることができんのは遺憾でありますけれども一斉教授と申しても又時には個人教授を交へる必要が有りますので教師に於て少しでも暇が有りましたら劣等生の傍に行つて特に導いてやる様にする之は獨り裁縫教授のみに止まらず何れの學科でも同様でありますからすれば優にその缺點は償ふことができるのであります。

(二) 教順

教順とは教授の順序のことであり、右の如く既に一斉教授がよいとしたならば次に如何なる順序によつて之を授けて行くがよいか、これを究めなければなりません。

觀念
思考が心に
残るを云ふ

分解法
わかっ方法

總合法
一にすへ合
る法

概念
ナラウレ
ン觀念の意

兒童にはその部分に就ては明確なる知識を持って居ないけれども、その全體の名稱を知り又は大略の外形を認め得るといふ場合が少くありません。例へば羽織はいたしましても襦袢とか乳だとかいふ一部の名稱やその織ひ方等は知らないが、その羽織といふ全體の名稱及び外形の大意は常に自分にも着他人のも見えて既に知て居るといふ様な場合は澤山ございます。否、裁縫は多くの場合がみなかうであります。かくの如き場合には先づその各部分に就て十分説明を與へてその觀念を明確にする必要があり、これを分解法といひます。而して既にその各部分に就て明確に了得せしめたならば更にこれをまとめ一全體として收得せしむる必要があり、即ち總合して全體に歸するるのであります。これを總合法といひます。

また種々の事物を或は分解法により或は總合法によりて明瞭に知得せしめましたらばこれらの事物につき互にその異同の點を比較せしめ、遂にその同じくして主要なる點を統合して概念といふものを構成せしめなければなりません。たとへば一つの身の服衣と一つの身の精神とは、如何なる點が異つて居るか、如何なる點が同じであるか、繋するに如何いふ點が通有であるとかいふ點

歸納法
多くの事實又
は列の事實を
一文點列し、
其の共通點を
抽出して一概念
を構成する
法

念を作らしむる。之は、イソ氏の所謂辨別統合の能力でありまして、氏が知の三夫方の一として重きを置いたものであります。之を歸納法といひます。

既に各事物に關する概念も得て十分に會得することが出来ましたならば、更に之を他に應用して實用に供し得らるゝ様にしなければなりません。これを演繹法といひます。

我總を教授するには以上述べました四法即ち先づ分解教授法によりて各部分を下解せしめ次に總合法によりてその全體を知得せしめ次に歸納法によりて他の事物と比較統合して概念を得しめ次に演繹法によりて實用に應用せしむる。即ちこれが心理上最も適當な順序であります。

(三) 教授

教授とは前章に於て述べたるが如き順序によつて兒童を導き、新事物を收得せしめ遂に實用的ならしむるまでの階段であります。今日最も流行はれて居るのはヘルベルト學派の稱導せる五段教授法であります。即ちその階段は豫備分解提示總合比較統合應用であります。併しこれ等は圖解とか算術とかいふ様な思想教授の場合にはこの五段はした方がよいが我總とか圖

書とかいふ様な技能教授には却て三段法を採た方が便利であります。三段法とは準備、教授、應用の三階段に分けるのであります。五段法の提示、比較、統合を一括して教授といふ一階段にしてしまつたのであります。それでこゝには三段法に關しての詳しいことゝ實施上の注意とを述べて見ませう。

準備……この段に於て先づ教授するに必要な準備をするのであります。之には第一條件として心身を静肅ならしむること第二條件として新しい觀念を迎待する念を起さしむることの二ヶ條件が必要であります。右の第一條件を實行するに就ては

- 一、兒童の外形を整へしめること……授業前の整列、教室内に於ける教禮の如きもこれでありませう。
- 二、兒童の身體を静めることは必要であります。があまり厳しく叱責したりしてはなりません。この時は靜に教室全體を見廻して衆生徒の目視をして教師に注がしむるがよろしい。
- 三、又この時感情を激發させない様にすることを注意しなければなりません。本即ち前述の如く叱責するると或は試験の點數を報告するなどは感情

具體的
有形にして
無形又は抽
へば或は示
の反対なり
ては或は示
如きは或は
名稱は或は
す名稱は或
は或は示す

舊觀念
の事は前に
云ひました

を激發せしむる所以であります。……

次に第二條件を實行するには目的の指示と舊觀念の喚起との二つが必要であります。

甲、目的指示の方法……これは先づ教授の目的を兒童に告知して兒童の期待心を起さしむるのであります。

乙、成るべく具體的に指示するが宜しい。例へば今單衣の種類に就て教授せんとする時は各種の單衣の實物標本又は繪畫等を示しつゝこの時間の目的を指示するのであります。

二目的指示は簡單にした方がよろしい。教授だか目的指示だか分らない様になつてはいけません。

三目的指示は必ずしも時間の初めに於てすべきものとは限りません。時には舊觀念を喚起した後に於てするべきものもありますから、そこは適宜に見計るゝて行末が善いといふべきです。

乙、舊觀念喚起の方法……これは兒童が既に學び得て居る觀念の中で特に新に教授せんとする事柄と關係のある觀念を喚び起して新觀念の入り來

事を進めしむるの取得を容易ならしむる方法であります。

 一 算つて發問又は發題によりて舊觀念を喚起するがよる。例へば

 身の軍衣の袖下の縫ひ方を授けんとする場合には先づ前に學んだ袖

 の袖口の縫ひ方を問答してその觀念を想起せしむるのであります。

 二 答はよりて舊觀念の顯微であるが明瞭であるか再現が神速であるか

 をよく檢し若し誤れるものがあつたらばこの際訂正して置き不明のも

 のがあつたらば明瞭にして置くのであります。

 三 新に復習することとは舊觀念を喚起する上に必要なことであります。

 教授……この段に於ては新しい觀念を傳達しこれによりて眼及び筆を練

 習せしむるのであります。これをなすには先づ模範と説明とによりて提出

 し次に批評訂正するのであります。

 模範と説明……裁縫の如き技術に關するものは口で傳へるのみでは先

 より何の効もありません。是非教師の模範を示しつゝ説明することが

 必要であります。かの實例は習熟よりも早速な等の語は忌避すべからざ

 る處置であります。一時は多くの事を授けてはなりません。丁度細口の

瓶に水を注ぎ入るゝ如くは餘々に授けて行くことが肝要であります。即

 ち一時一事の原則は自常教師の服膺すべきことであります。それからす

 べて模範を示す方法は常に教師が手先でやつて見せるのみならずまた繪

 畫、標本等を利用することを怠つてはなりません。殊に裁縫の如きは極めて

 小さな部分が多いのでありますから或はこれを膨大した圖畫とか或は一

 要所だけを示した標本とかを用意して置いて之を示す必要がであります。圖

 畫、標本等に關しては更に後に於て之を話させよう。

 批評訂正……さて右の如く模範と説明とによりて新觀念を知得せしめ

 終りましたら次に兒童をして實際これを行はしめ教師はこの時機を察

 して或は時に兒童をして互に批評訂正を加へ更に教授に於て一應の兒童に批評訂正

 の際を知得せしめ是れを言語文章に表出することを得るに至らしむる

 のであります。

 然れども右は技術を授くる場合の教式でありまして裁ち方積り方及び家政

 上の知識等に於ては所謂講義式によるなければなりません。講義式とは教

能力
心が自ら活動
する力

師が話進めて兒童は資料を講究してあるべきである。この際には教師の言語はな
るべくはゆき或進せし且の簡單なるがするし。あまり長くて兒童はあき
を來たせざる等のことのないやうに注意しなければなりません。またこの
際にも實物、標本、圖畫、掛圖などを示してその觀念を確實ならしめるがよろし
い。また、この時、兒童は自ら活動する力、心が自ら活動する力、
また説明中にはを力、發問をして常に活氣を保たしめるやうにしなければ
なりません。而して一部分を教へ終つたらば直に兒童をして復言せしめつ
ゝ進めて行くがよろしい。殊に算式の如きは教へ終らば更に兒童自身に之
を試みしめることが必要であります。……
序に發問する場合に就き殊に注意すべき要件を一二を話しませう。發問は
正確で明瞭で且の兒童の能力に適當して居るものでなければなりません。
兒童の能力に適當して居る發問は兒童は喜んでこれに答へんとし大に教場
の活氣を増すものであります。發問する方法は先づ全級の兒童に向て發問
し次に二三の兒童を指名して答へしめ他の兒童には静聽せしむるやうにす
るがよろしい。それから發問する時は成るべく優しく發問し答辯したる時

はまた温顔を以てそれを迎へたとし答が誤つて居ましてもこれを叱責した
り笑つたりしてはなりません。殊に答が正しかつたらば適度にこれを賞めて
やるがよろしい。もし答が誤つて居たらば教師はまづ兒童が全く知らないの
か或は誤解して居るのではないかといふことを篤と察しなければなりません。
而して甲の場合には熟考せしめ乙の場合には更に發問の形を變ずるこ
とが必要であります。

應用……これは既に授けたる範圍内に於て種々新なる問題又は事項につ
き十分應用練習せしむることにて之には左の要件があります。

一既に教へ終つた事柄は確實に記憶せしめ所要の時に方に再現自在なら
しむることが必要であります。従て適當の反覆練習を怠つてはなりません。

一積り方及び裁ち方を授けたる際は更に種々なる應用問題を具へて一々
既授の公式に照して判断せしむるがよろしい。

一毎時必ずしも應用の段まで及ばなければならぬものと誤解してはなり
ません。技術を授くる時間などはその時の都合によりて翌時間或は數

印象
感覚の結果が
心中に残留す
ること

時間後或はまた数週間後に至て初めて應用の段に移るといふこともありませう。要するに幾ひ方教授の時間等は豫備及び教授の二段に省略する時間が多いのであります。

近時裁縫教授法缺點の一として教ふべきことは無暗に先を授けることのみ汲々として之を反覆練習するといふことを怠つて居ることとてあります。これが爲に折角教へたことも兒童の腦中に深く印象せしむることが出来ないうて從て學校を卒業して後も實用に間に合はないといふことになります。私を暫く教へて呉れました或る仕立屋の主人の語に私共は毎年秋が來て俄に袖や綿入や羽織を持って來られると一時は一寸感ふやうなことがあります。とそは毎年やつて居つても春より夏にかけて夏物ばかり引き受けてやつて居る間に冬物のことを忘却するのであります。仕立屋ですらなほ且つ斯様な有様であります。以て如何に該科に反覆練習の必要のあるか、分ります。要するに之を教ふには材料を少くして簡易にし幾回となく反覆練習しつゝ進むことが必要であります。

以上教授の大要を説明しました。併し前にも述べました如く、いつでも必ず

しも右の三段法を採用するがよいといふのではありません。或は之を二段に省略し或は五段とし或はまた四段とする必要がありません。彼の家政上の知識を授くる場合の如きは即ち五段にした方がよいのであります。要するに形式に流れないやうにしなければなりません。

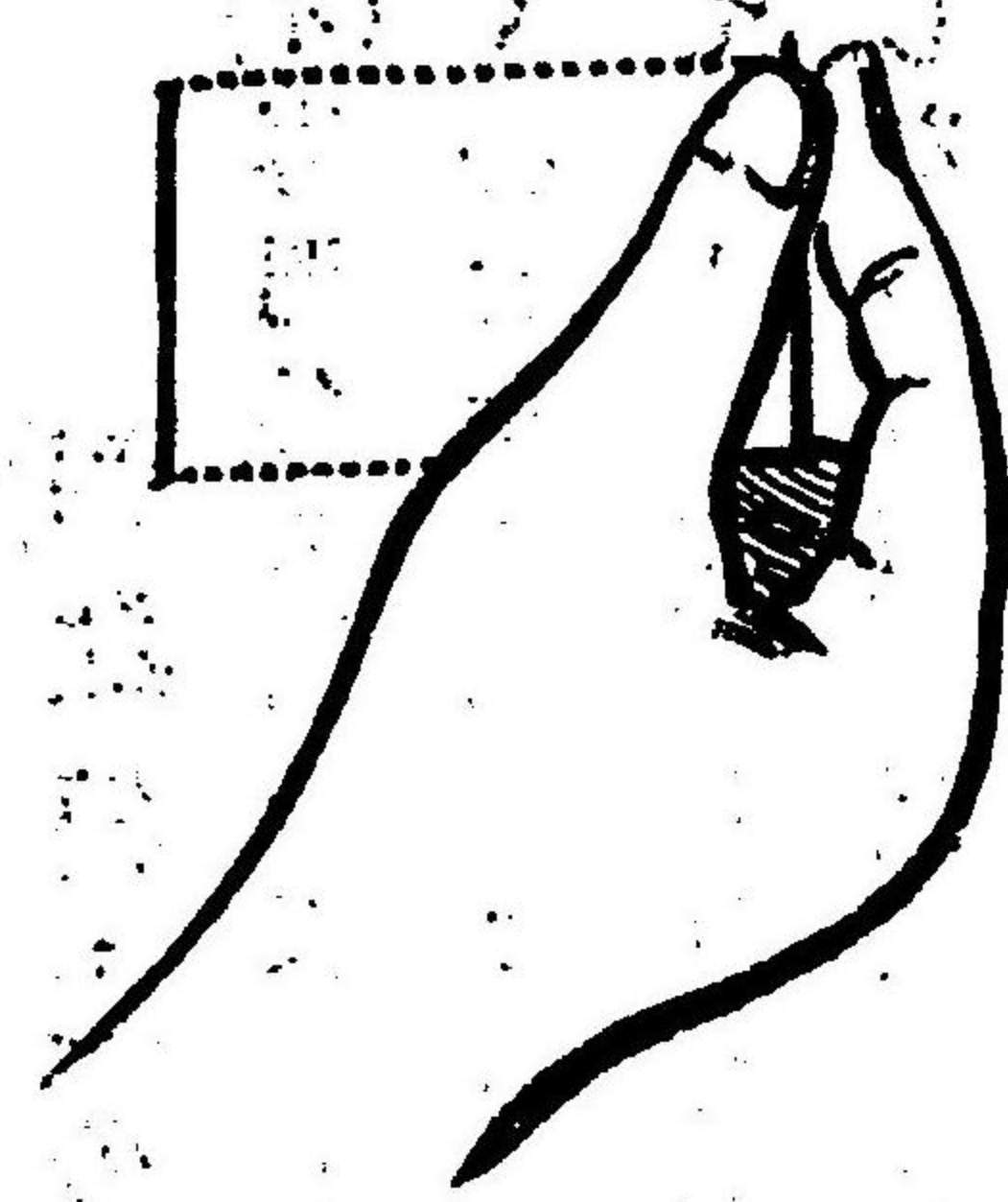
(四) 教授上の注意

(イ) 専門的の言語及難指なる漢字を避くべきこと……教師も生徒もなるべく勞を少くしてなるべく多くのことを傳達し習得するのが教授の巧妙な所てあります。それで教師の用ふる言語はなるべく平易でなるべく思考を要しない言語を選ばなければなりません例へば直線線とか斜線線とか部分線とかいふやうな言語を強て幼少な兒童に教へるが如き必要はありません之が爲に却て兒童はその言語の解釋に苦心して肝心の實質に心を傾注することが出来ないうやうなことがあります。又紮け、羨、繼ぐ、接ぐ、積等の如き難指なる文字は假名にて授けて澤山だらうと思ひます否假名の方が書くにも讀むにも便利であります。

(ロ) 器具の整理……器具の整理に就ては日々教師はその模範を示して出す

ときも、しまふ時も整然として所謂活きた教訓を施すことが肝要であります。その整理の仕方は器具の種類、教室の有様、机面の廣狹等に於て各、自ら異なるのでありますから夫々教授者に於て一定の整理法を案じて實施するがよろしい。

(イ) 布片廢糸等の處置……布片廢糸等は狼狽に捨つることなく適當の方法を以て保存せしめ置き他日之を利用する習慣を養ふがよろしい。

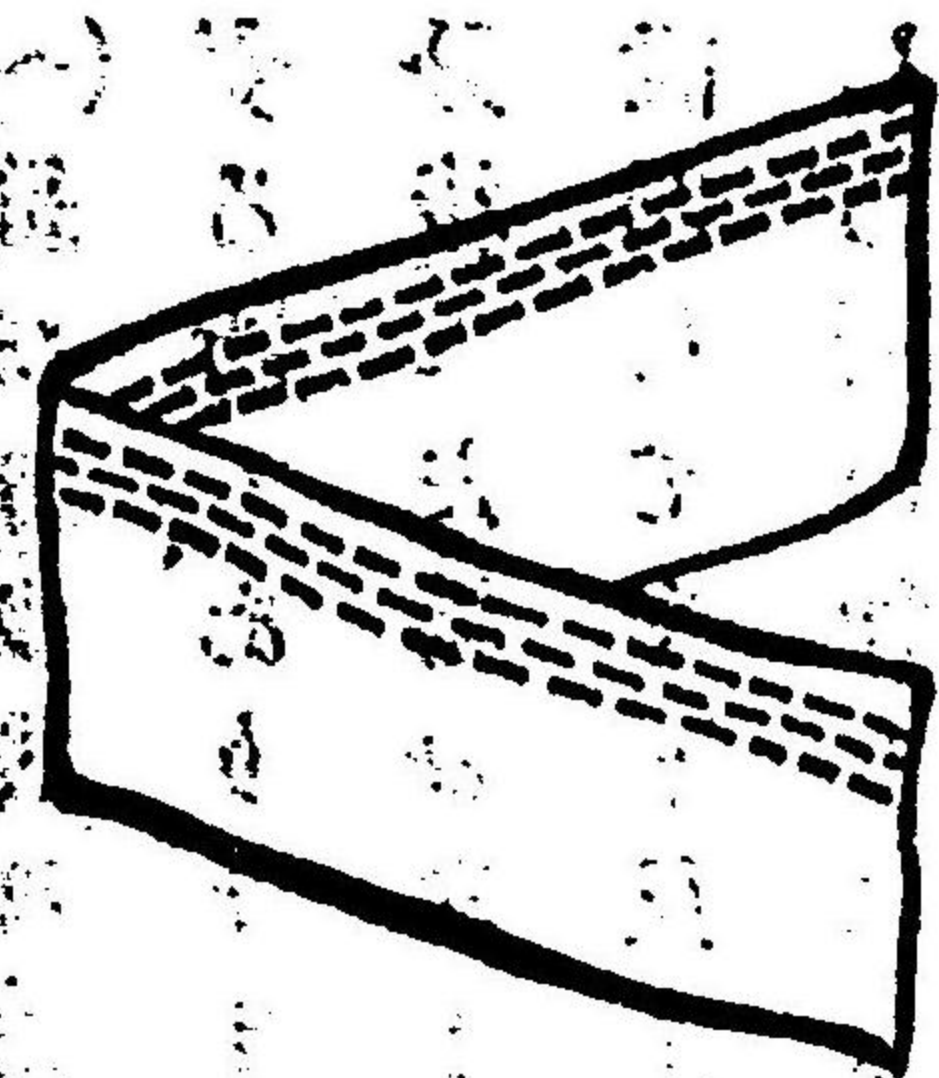


(ニ) 針……針の長さはその技能の進歩の上に大なる關係がありますから十分注意しなければなりません。針の長さを定むるには圖の如くその兒童の中指の指實に針のめどをあて拇指と食指とを十分伸ばして針を持ちて試み、針の長さが拇指及び食指の長さに等しければ之がその兒童に最も適當なる長さであります。斯くして一人々々にその指の長短に従ひて針の長さを定めるのであります。現今多くの學校ではこの點に注意がしてない様でありまして柱々吾々の持つ針と同じ針が持たしめてあるのを見受けますが實に不注意の極と言はなければなりません。

而して針は微小にして紛失し易いものでありますから常に兒童の持つべき針の數を定め時間の始め終りには必ずその數を調べしむるやうに注意した方がよろしい。

待針は木の柄を附けたものがよろしいと思ひます。止むを得ずんば厚紙の小さき名刺を附けたものでもよろしい。

廢針は一教室毎に一個の針を備へ置き之に入れしむるやうにするがよろしい。



又夏季休暇前等には針の錆びないやうに注意してやる必要があります。

(ホ) 運針に關すること……運針の練習は最初は針の持ち方運針方等を丁寧に教へ漸次熟したる後に至ても時々一定の時間を定めて一齊に練習せしめるがよろしい。而して縫ひ終つたらば教師一巡してその成績を點檢し批評してやるのであります且つ點檢の際は兒童各自の運針用布を上圖の如く斜に折りて机の上に置かしてしむるときは教師が一々之を手に取り上げて見なくとも表裏何れも一目の下に見えて便利であります。

(へ)縫ひ方の後れたる兒童に對する處置……之は裁縫教授中最も困難を感ずる所であります或る一兒童が缺席して他の兒童より一時間分或は數時間分後れた場合などには止むを得ませんからその後れた部分を毎日少しづつ説明してやう兒童をしてその日に説明を受けたる小部分だけ家庭にて縫はしめ斯の如くにして數日を期して他の兒童に追ひ付かしむるのでありますそれで勿論家庭の者には一切手を入れさせないのでありますそれから毎時間出席して居ながら各兒童に依り遲速があるために遂に同一に進むことが出来ないといふことがあります。併し之はその教授法がよくないので即ち一小部分づつ細分して授けて行かない結果であります。一舉一動待ち針の持ち方まで教師の命を待て一齊に手を下すといふことにしたならそんなに差の出来る譯はないのであります

(ト)教授に要する材料を豫め家庭に通知し置くこと……之は少くとも二週間以前に通告して置く必要があります。今何々が欲しいと言つても種々家庭の都合がありますからどうしても一週間や十日はその餘裕を見て置かなければなりません

(チ)卑近なることも等閑に附せざること……卑近なることは兎角粗かになり易いものでありますたとへば肩揚とか腰揚とか附紐とかいふものは小學校に居る間にも女學校に居る間にも一度も教はつたことがないといふやうなことがある又縫ひ方なども教はつた事はないといふやうなことは往々耳にする所であります。それで教師は常に實用といふことに留意して必要なることはなることは一々丁寧に教へて置くがよろしい

(リ)裁ち方練習の材料……裁ち方を練習するには半紙を横に二つに切り之を多くつぎ合せたるものを用布と做し雛形尺を用ひて練習せしめたがよいと思ひます今日一班に行はれて居る雛形尺は渡邊先生の創意に出で半紙二つ切を並巾と做し之を基本として作られたものであります。一本一錢乃至一錢五厘で買ふことが出来ますからなるべく兒童にも持たしめたがよいだらうと思ひます

(ヌ)洗濯張物等の練習……時々運針用布などを實際に洗濯し或は張りなどして實地練習を試みるがよろしい

(ル)器具に姓名を附せしむること……裁縫箱を初め鉄尺待針等に至るまで

凡そ一々姓名を明記せしめ紛失の恐のないやうにしなければなりません。但し運針用布には姓名を附せしむる時は往々不便を感ずることがありますから用布に直接に記することは見合せた方がよいだらうと思ひます。

(フ) 衣服の保存法教授に就て……衣服の保存法等は夏季休業前或は冬季休業前に教へて休暇中に之を實習せしめた方が便利であります。

(又) 筆記帳……之は兒童に持たしめた方がよいと思ひます。殊に寸法等は忘れ易いものでありますから是非筆記せしめ置く必要があります。

(カ) 袖形及び裙形……袖形や裙形を一々兒童に買はしむることは到底出来ませんから學校に備へ置きて必要に應じて貸與するがよろしい併し漸次之を用ひずしてなす習慣を養はなければなりません。

(ヨ) 成績考査法……成績は平素仕立て上げた品につき一々評點を附し置き又時々種々なる問題を設けてその優劣を判定して置くがよろしい尤も兒童に發表するには評語即ち甲乙丙丁とか上中下とかいふ語を以てした方がよからうと思ひます。それから袖とか縮入とかいふ如き長時間を要するものはその一部分を縫ひ上げたる度毎に採點した方が便利で又誤りも少うござ

います

(五) 衛生上の注意

(イ) 兒童の姿勢……兒童の姿勢は裁縫教授の一大根底であります。姿勢の成否は單に體育上に關係するのみならず技術の關係に大なる關係を持つものであります。裁縫科に於ける善良なる姿勢とは正しく着座して胸を張り頭を纒に前方に傾斜し布は眼よりも胸よりも大抵八九寸離れたる所に持たしむるやうにし又兩手間は初は二三寸を隔て漸く上達するに従ひその距離を遠くし終には八寸位に至らしむるのであります。併し之は普通の縫ひ方の時でありまして或は紮けるときとか躡シラをかける時とか糸を結ぶ時とか或は標を附ける時の如きは多少上膊を前方に傾斜することは止むを得ないこととてあります。

(ロ) 塵埃……塵埃を吸入したるにより疾病を招くことがあります。塵埃を多量に吸入するときは呼吸器粘膜内に蓄積してこの部に異物作用を呈し遂に炎症を起し又は之を損傷して局部の抵抗力を減弱せしめ以て肺結核等を誘發し易き組織に變ぜしむるものであります。裁縫に依て起る塵埃は綿花粉、

麻粉、藍粉、絹粉等でありまして何れも有害作用をなすものであります。ヨープル氏は呼吸の人體生活に必要なことより空氣の清潔なると否とは肺結核及びその他の呼吸器疾患に大影響を及ぼすものなることを想ひ之が調査を企て左の成績を得ました(但年齢二十五乃至六十五年の男子にして職業上最も清浄なる空氣を呼吸する漁夫の死亡數を百と定めたとであります)

空氣の清否	職業						肺結核	他の肺患	合計
	漁夫	園丁	農夫	小賣商	呉服商	裁縫師			
最も清潔なる空氣中に於て作業するもの	五五	六一	六二	八四	一五二	一四四	四五	一〇〇	
密閉せる不潔空氣中に作業する者									
最も不潔なる空氣中に作業するもの									
印刷師	二三三						八四	三一七	

されば裁縫教室は殊に清潔にしてこの塵埃を防ぐやうにしたいものであります

(ハ) 針刺し……針刺しの中には頭髮を入れたり綿を入れたり或は種々の糖粉、粉などを入れることがあります。頭髮等は往々有毒なる微菌等を發生せしむることがあります。可成は脱脂綿を入れた方がよろしい而して一年に一回位は必ず取り換へしめるやうにしたいものであります。往々針にて眼て身體を傷け之が原因となつて意外なる大疾患を招くことがあります。ありますそれを醫者が段々調べて見ると全く針刺しの中に有毒なる微菌が發生して居てそれが針の尖端に附着して居た爲であつたといふやうな例は折々耳にする所であります

(六) 教師の容儀及び心情

教師の容儀は常に端然としてその儀表を示し一舉一動兒童の模範とならなければなりません。女生徒にその實例を示して品性を陶冶して行くことは一に女教員の責務であります而してその模範を示すことは裁縫教授の際に最も多く行はれるのであります

次に形ばかりが端然として居つてもその心情のこれに伴はれなければ何の効果もないのであります。而して裁縫教授の際には殊に親切といふことが最も肝要であります。生徒が直に忘れてしまふとか或は何度やつても上達しないと云つてみだりに怒つたりすることは十分に慎まなければなりません。私共が裁縫を先生に教はつた時にも譽めて貰ふ時にはます／＼奮つて巧くやらうといふ氣になり叱られる時は何だか勵みがつかずます／＼下手にしか出来なかつた様なことがあります。少し位は拙ない所があつても寛大に之を見て徐々と直して行く様にしなければなりません。要するに親切にして之に次々に快活であつて常にニコ／＼して和氣霽々たる間にうまくとりまはして行くことが肝要であります。

(七) 雛形と實物

雛形がよいとか實物でなければいけないとかいふ論が随分盛に論ぜられて居ります。之は一概には申されませんが併し裁縫科の目的を達するには、やはり實物でなければならぬ、雛形論者は雛形は取扱ひに便利であることを主張しますがその便利なる所は即ち實際に迂き所以でありまして裁縫教授

の主旨たる眼と手とを練習して精巧に迅速に製作せしめるやうにすることは期し得られないのであります。又雛形は一見經濟に適する様でありますけれども實は却て不經濟であります。何となれば斯る小さき人形衣の如きものを作る時は後に之を着るものもなければ着せるものもなく遂に何の用にも立たないといふことになつて廢物としなければなりません。それで教授の目的を達する上から言つても經濟上から言つても實物或は實物大のものを用以しめた方がよいのであります。併し場合によつては雛形の方がよいこともある。即ち手指練習の目的にあらずして單に知識のみを授ければよいといふ場合があつます。たとへば山間に於て女袴の如きは左までの必要がないからその裁ち方のみを教へて置かうといふ場合とか或は綿入羽織や袷羽織は卒へたが今一つ單羽織の縫ひ方を教へて置きたい場合とかには手指練習が目的でなくて唯だその知識を授けるのが目的であります。斯る場合には却て雛形の方が時間の經濟上得策であります。

第十一章 基本的技能

彼の唱歌教授に於ける基本練習書き方教授に於ける點劃法、結紮法、布量法の如く裁縫科に於ても亦凡ての基本となるべき技能があります。教授者は之を明かにして先づ十分その練習をなし而して後漸次之を結合して實際に應用しつゝ進んで行くといふことにしなければなりません。どうも今日諸學校の裁縫教授を參觀してもこの基本的技能が教授者の頭腦の中に確立して居ないためはその進歩が割合に遅く且に常に一々明確に教授して行くことが出来ないうやうに思ひます。然らばその基本的技能とは如何なるものであ

直線縫
一運針斜線縫
曲線縫

留結
二糸の結び方
細結
機結

打ち留
三糸の留方
返し留
抄ひ留

重ね縫
四糸の縫ぎ方
結び縫

合せ縫
伏せ縫
五縫ひ合せ方
接縫
重ね縫

六著せの仕方

平縫
七縫のかけ方
隠し縫

耳縫
八縫け方
三つ折縫
本縫

九諸器具の使用法

さて之等の基本的技能は豫め明確に授け置くは勿論一旦授けたる後に於ても常に機を見てその練習を怠らない様にしなければなりません。從來唯漠然と運針といふことのみを以て基本的技能の如くに考へて居つたものが多かつた様であります。が元より之だけを以て盡して居ないことは言ふまでもないことと存じます。

第十二章 裁縫教授要にする設備

設備を完全にすることも裁縫教授の第一要素であります設備を完全にしないで裁縫を教授しようとするのは宛も軍器を持たないで戦争をしようといふのと一班であります。然らば如何なる設備が必要であるか言ふまでもなく教室が第一であります次に机、腰掛及び戸棚であります。

一 教室……教室の構造は成るべく管理上、教授上、衛生上、經濟上に鑑みて特別に設けることにしたのであります。その方向は南向若くは西南向とし形状は長五幅四位の割合の長方形とし廣さは見童一人につき三尺平方以上を充てるやうにしなければなりません。窓の廣さは床の廣さの六分の一以上とし左方の上方には欄間だけ光線は多く左側より採り次に右側及び後方よりも採るやうにするがよろしい、而して見童の前面には窓を設てはいけません之は眼を害する恐があります。壁の色は灰色が最もよい、之でなければ淡緑色、淡黄色等でもよろしい要するに中性色がよいのであります。白色、黒色等は避けるがよろしい又天井の四隅及窓の下方には風抜穴を設けて換氣をよくすることが必要であります。而して室内には常に額挿花掛圖等を以て適當に装置し見童をして不知不識の間に審美的の感情を養ふやうにした

審美的感情
美を好み
悪む感情を
有る
吾人の山水の
好景色を愛し
繪畫の美術品
の喜びは此情
の發動に依り
ます

らばよいだらうと思ひます

それから疊敷として座せしむること、椅子を用ひて腰掛けしむること、兩機あります之は衛生上及び管理上腰掛に倚らしめた方がよいといふことは今日一班の輿論の機であります。又疊敷と致します時は少くとも二年目位にはその表を換へなければなりません而して机一脚の價と疊一疊の價とはそんなに大差はないのでありますから經濟上から申しても机腰掛の方にした方がよろしい。近頃地方の學校に参りますと疊敷としてその室内には唯だ教師の前に一枚の標附板が出してあるだけの所がある様でありますが實に無頓着も甚しいと言はなければなりません。机は二人掛とし高さは普通教授の机の高さ(小學校施行規則第八號)より幾に低い方が適度であります。併し各學年の見童に別々に設備するといふことは勿論言ふべくして行はれぬことでありますからその平均即ち先づ一尺八九寸のものに一定して造つたがよいと思ひます。長さは凡五尺幅一尺六七寸といたしまして引出しはつけない方がよろしい。腰掛は一人掛として腰付け又は綿を入れる時などには机の下に入れ得る様に倚靠も低くこしらへた方が便利であります

若し普通の教室にて裁縫も教へるといふ場合には机は漆塗等にしないで女子用机は特に白木で造らしめ標附け板を兼用せしめる様にしなければなりません若し之に反して教室内に一二枚の標附け板を備へたのみで児童をして交るゝ之に越きて標を附けしむるが如きことにいたしますと到底十分なる一齊教授をすることが出来ません
教室の中には適宜に戸棚を備へつけて児童の裁縫用具を入れしむるやうにするがよい

第十三章 備品

裁縫教授に要する備品を申して見ますれば

一 標本及び掛圖………標本及掛圖類にて必要なるものは次の如くであります

- 示範用 普通の衣服類
- 部分縫の標本
- 普通織物標本

染色標本

衣服名稱圖

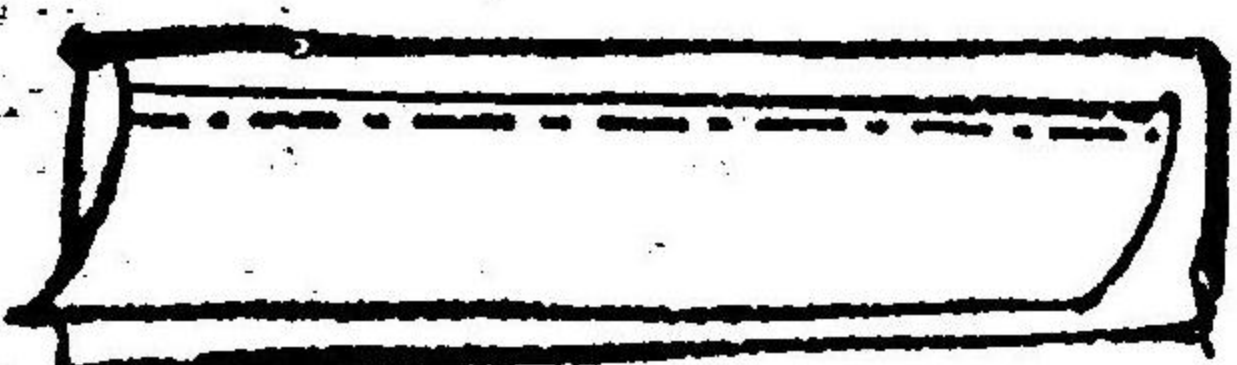
説明用 裁ち方總合圖

同分解圖

標附け方圖

各種部分縫圖

示範用に供するものはなるべく實物大にして美術上模範とすべきものが宜しい。若し實物大のものか得られない場合はその二分の一大のものにしても宜しい。而して成るべく多數之を備へ置きて児童毎一人とまでは行かずとも数人につき一枚づゝは配當して見しめ得る様にしたいのであります
掛圖はその校の受持教員に於て適宜に造つた方がよからうと思ひます少々躰裁は悪くても實用に適すればよいのでありますから之を造ると申しても左まで困難なことはなからうと思ひます
織物の標本は圖の如く丸幅にて三四寸位づゝに切り厚紙にシツケ又は糊にて附け裏には名稱巾長サ產地價格用途等を明記して置くがよろしい而して之は一つに綴らないで一枚づゝ離して置いた方



が比較等に便利であります
その他裁縫教室には黒板火鉢針箱火熨斗及びその臺鑊及びその臺裁ち板裁ち庖刀定木霧吹押板張板鯨尺鉄袖形裙形戸棚(生徒用)等(教師用)等を備付けて置くことが必要であります

第十四章 法令

一小學校令 明治三十三年八月十八日
勅令第三百四十四號

第一章 總則

第一條 小學校ハ兒童身體ノ發達ニ留意シテ道德教育及國民教育ノ基礎并其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第三章 教科及編制

第十九條 尋常小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、體操トス土地ノ情況ニ依リ圖書、唱歌、手工ノ一科目又ハ數科目ヲ加ヘ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フルコトヲ得

第二十條 高等小學校ノ教科目ハ修身、國語、算術、日本歴史、地理、理科、圖書、唱歌

體操トシ女兒ノ爲ニハ裁縫ヲ加フ修業年限二箇年ノ高等小學校ニ於テハ理科、唱歌ノ一科目若ハ二科目ヲ關キ又ハ手工ヲ加フルトコヲ得
修業年限三箇年以上ノ高等小學校ニ於テハ唱歌ヲ關キ又ハ農業、商業、手工ノ一科目若ハ數科目ヲ加フルコトヲ得

修業年限四箇年ノ高等小學校ニ於テハ英語ヲ加フルコトヲ得
前三項ニ依リ加フル教科目ハ之ヲ隨意科目トナスコトヲ得

第二十一條 小學校ニ補習科ヲ置クコトヲ得
補習科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第二十二條 小學校ノ教科目中兒童身體ノ情況ニ依リ學習スルコト能ハサル教科目ハ之ヲ其ノ兒童ニ課セサルコトヲ得

第二十三條 小學校ノ教科目ヲ加除シ又ハ隨意科目ト爲サムトスルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ管理者、私立小學校ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

補習科ヲ設置シ若ハ之ヲ廢止シ又ハ高等小學校ノ修業年限ヲ定ムトスルトキハ市町村立小學校ニ在リテハ市町村若ハ町村學校組合、私立小學校

ニ在リテハ設立者ニ於テ府縣知事ノ認可ヲ受クヘシ

一 小學校令施行規則 明治三十三年八月二十一日
文部省令第十四號

第一章 教科及編制

第一節

第一條 小學校ニ於テハ小學校令第一條ノ旨趣ヲ遵守シテニ兒童ヲ教育スヘシ

道德教育及國民教育ニ關聯セル事項ハ何レノ教科目ニ於テモ常ニ留意シテ教授センコトヲ要ス

知識技能ハ常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ撰ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラシメンコトヲ務ムヘシ

兒童ノ身體ヲ健全ニ發達セシムコトヲ期シ何レノ教科目ニ於テモ其ノ教授ハ兒童ノ心身發達ノ程度ニ副ハシムコトヲ要ス

男女ノ特性及其ノ將來ノ生活ニ注意シテ各々適當ノ教育ヲ施サムコトヲ務ムヘシ

各教科目ノ教授ハ其ノ目的及方法ヲ誤ルコトナク互ニ相聯絡シテ補益セ

裁縫科ノ要ス

第十一條 裁縫ハ通常ノ衣類ノ縫ヒ方裁チ方等ニ習熟セシメ兼テ節約利用ノ習慣ヲ養フヲ以テ要旨トス

尋常小學校ノ教科ニ裁縫ヲ加フルトキハ運針法ヨリ始メ漸ク簡易ナル衣類ノ縫ヒ方ヲ授ケ又便宜通常ノ衣類ノ縫ヒ方等ヲ授クヘシ

高等小學校ニ於テハ初ハ前項ニ準シ漸ク其ノ程度ヲ進メ通常ノ衣類ノ縫ヒ方裁チ方、繕ヒ方ヲ授クヘシ

裁縫ハ其ノ材料ヲ日常所用ノモノニ取リ之ヲ授クル際用具ノ使用方材料ノ品類、性質及衣類ノ保存方、洗濯方等ヲ教示スヘシ

第十七條 尋常小學校各學年ノ教授ノ程度及每周教授時數ハ第四號表ニ依ルヘシ但シ土地ノ情況ニ依リ學校長ニ於テ體操ノ每周教授時數中ヨリ一時ヲ減スルコトヲ得

圖畫、唱歌、手工、裁縫ノ一科目若ハ數科目ヲ加フルトキハ其ノ每周教授時數ハ學校長ニ於テ他ノ教科目ノ每周教授時數中ヨリ四時以下ヲ減シ之ニ充テスヘシ

第十八條 高等小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數ハ第五號表乃至第七號表ニ依ルヘシ(二項及三項ハ必要ナクレバ之ヲ略ス)

第二十一條 尋常小學校若ハ高等小學校ニ於テ數學年ノ兒童ヲ一學級ニ編制スルトキハ各學年ノ程度ニ拘ラス全部又ハ一部ノ兒童ヲ同一ノ程度ニ依リ教授スルコトヲ得

第二十二條 學校長ハ其ノ小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ

第二十三條 小學校ニ於テ各學年ノ課程ノ修了若ハ全教科ノ卒業ヲ認ムルニハ別ニ試験ヲ用フルコトヲク兒童平素ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ムヘシ

第三節 編制

第三十三條 修身、體操、唱歌、裁縫又ハ手工ハ數學級ノ全部又ハ一部ノ兒童ヲ合シテ同時ニ之ヲ教授スルコトヲ得

第四節 補習科

第四十二條 補習科ハ分テ尋常小學校補習科及高等小學校補習科トス尋常小學校補習科ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ

有スル者ヲシテ尋常小學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス高等小學校補習科ハ高等小學校ヲ卒業シタル者及之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ヲシテ高等小學校ノ教科目ヲ補習セシムルヲ以テ目的トス
第四十三條 補習科ノ教科目ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ前項ノ規定ニ依リ定メタル教科目ハ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ隨意科目ト爲スコトヲ得

第四十五條 補習科ノ教科ヲ採ルニハ其ノ土地ノ業務ニ適切ナル事項ヲ交フヘシ

第四十六條 補習科ノ修業年限ハ二ケ年以下トシ市町村、町村學校組合又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第四十七條 補習科ノ教授ハ一定ノ季節ヲ撰ヒテ之ヲ爲スコトヲ得
第四十八條 補習科ノ教授及教授時間ハ兒童ノ便宜ヲ圖リ管理者又ハ設立者ニ於テ之ヲ定ムヘシ

補習科ノ每週教授時數ハ三時以上十二時以下トス、但シ裁縫ノ爲ニハ尙每週十二時以下ニ於テ教授時數ヲ増スコトヲ得

第二章 設備準則

第六十八條 校舍ニハ各學級ニ應スル通常教室并ニ教員室ヲ設クヘシ
前項ノ外唱歌裁縫等ヲ課スル學校ニ於テハ便宜特別教室ヲ設ケ又必要ナル
ル場合ニ於テハ講堂、兒童控所、宿直室、湯沸所、小使室、物置等ヲ設クヘシ

第四號表(尋常小學校各學年ノ教授ノ程度)

第三學年 運針法通常ノ衣類ノ縫ヒ方

第四學年 通常ノ衣類ノ縫ヒ方繕ヒ方

第五號表(修業年限二箇年ノ高等小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數)

第一學年(三時間) 運針法 通常ノ衣類ノ縫ヒ方

第二學年(三時間) 通常ノ衣類ノ縫ヒ方裁チ方繕ヒ方

第六號表(修業年限三箇年ノ高等小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數)

第一學年(三時間) 運針法 通常ノ衣類ノ縫ヒ方

第二學年(三時間) 通常ノ衣類ノ縫ヒ方裁チ方繕ヒ方

第三學年(四時間) 通常ノ衣類ノ縫ヒ方裁チ方繕ヒ方

第七號表(修業年限四箇年ノ高等小學校各學年ノ教授ノ程度及每週教授時數)

第一學年(三時間) 運針通常ノ衣類ノ縫ヒ方

第二學年(三時間) 通常ノ衣類ノ縫ヒ方裁チ方 繕ヒ方

第三學年(四時間) 通常ノ衣類ノ縫ヒ方裁チ方 繕ヒ方

第四學年(四時間) 通常ノ衣類ノ縫ヒ方裁チ方 繕ヒ方

263.3

32

明治三十八年四月十九日印刷
明治三十八年四月廿二日發行

定價金參拾錢

著者

梶山正弼

發行者

東京市本郷區向ヶ岡彌生町二番地
渡邊滋
東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目
十二番地

印刷者

天野耕一
東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目
十二番地

印刷所

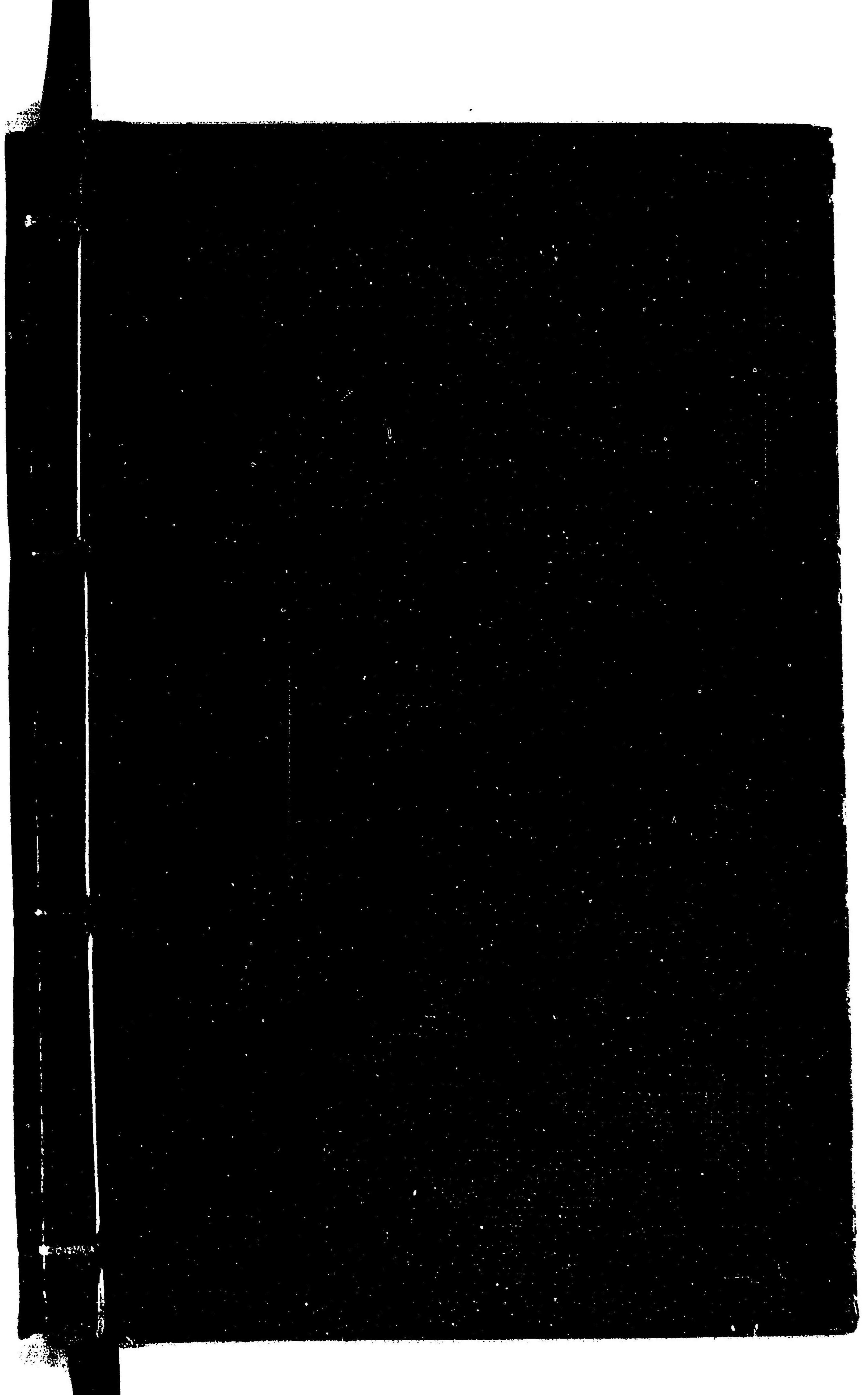
株式會社 秀英舎第一工場
東京市本郷區東竹町三十五番地

發行所

東京裁縫女學校同窓會

特約賣捌所

研成會
東京市麴町區飯田町四丁目十二番地



263.32

(M)

047948-000-6

263.3-32

新編裁縫科教授法

相山 正式/著

M38

BEF-1859

